

1 議 事 日 程（第2日）

（平成28年第4回有田川町議会定例会）

平成28年12月14日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 議案第100号 有田周辺広域圏事務組合の財産処分について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	谷 畑 進	2 番	小 林 英 世
3 番	辻 岡 俊 明	4 番	林 宣 男
5 番	森 本 明	6 番	殿 井 堯
7 番	佐々木 裕 哲	8 番	岡 省 吾
9 番	森 谷 信 哉	10番	堀 江 眞智子
11番	中 山 進	12番	新 家 弘
13番	湊 正 剛	14番	増 谷 憲
15番	橋 爪 弘 典	16番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

8 番	岡 省 吾	11番	中 山 進
-----	-------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
住民税務部長	清 水 美 宏	福祉保健部長	早 田 好 宏
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	立 石 裕 視	建設環境部長	佐々木 勝
総 務 課 長	竹 中 幸 生	企画財政課長	中 屋 正 也
教育委員長	堀 内 千佐子	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	山 田 展 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	一ツ田 友 也	書 記	林 美 穂
---------	---------	-----	-------

平成 28 年第 4 回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	①里道水路の補修について町の対策を問う ②平成 24 年から実施された機構改革は、現在 5 年目に向かっているが、部長制を取り入れた町の流れを問う
2	辻岡俊明	①危険「ため池」対策について ②金屋テニス公園整備改修について
3	小林英世	①次世代エネルギーパーク計画について ②ふるさと納税について
4	増谷 憲	①介護保険制度について ②国保広域化について ③町村合併について ④薪ストーブの普及と助成制度を
5	堀江眞智子	①「部落差別の解消の推進に関する法律案」について

8 議事の経過

開議 9 時 30 分

○議長（佐々木裕哲）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 16 人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか 12 人であります。

なお、本日、町長より追加議案 1 件が提出されております。

…………… 日程第 1 一般質問……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第 1、一般質問を行います。

配付のとおり 5 名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

…………… 通告順 1 番 6 番（殿井 堯）……………

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君の一般質問を許可します。

殿井堯君の質問は一問一答形式です。

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきたいと思います。

います。

今朝まで、何を言おうかなと頭の整理をして、議運やということで、議運へ行ったら、整理したものが飛んでもて、今度は何を言うてええやらさっぱりわかりませんが、それなりに一般質問をさせていただきます。

きょうの一般質問は、まず1問目に里道、2問目に機構改革、この順序で質問をさせていただきます。

まず、里道に関してなんですけど、今、里道というのは、田んぼは大変少なくなっていて、その農水路、要するに牛追い道と言われた、昔の里道に対しての、ため池から田んぼへ引いている農水路の関係なんです。今、町道とか県道の側溝は、両側はコンクリートで舗装というか、しているんで、割合、そういう関係の工事的なものはなくなっておりますけども、里道の昔からの田んぼへ引いている水路、これに対しては昔からの石垣積み、溝の両側は石垣ということで、大変崩れやすく、もう僕らの小さい時分から石垣があったんで、その穴釣りとか、シジミとりとか、そういうことをやってきたんですけども、そのままの状態の水路はかなり腐敗しております。そこへセメントでなくて、石垣で積んでいる以上、その石垣は大変壊れやすく、我々、年に1回、区の掃除でそういう水路を掃除しているんですけど、石垣が崩れて大変なことになっております。これ、区と水利組合の関係で、ある程度は町のほうからも現物支給ということで、生コンをいただいて工事をしているんですけど、1メートル、2メートルの工事はすぐ我々素人でもできます。しかし、余り何百メートルとか、何十メートルと、大きな工事になりますと、我々、素人ではその工事をうまくできない。町へ要望した、その要望書にもしている答えは、一応、それは区と水利組合のほうで補修をやっていただきたいという回答で来ていますけども、とても何百メートルの水路を我々、区から手普請で出て、我々で工事をしてくれというのは到底無理な格好になっておりますので、この点を町としての今後の対策ですね。今、現在、コンクリートで両側をやってくだされば、そのままの状態ですけれども、我々の手でこれを全部補修せえということは、ちょっといかなものかというふうな格好になっておりますので、そのまま放置状態になっていると。雨が降れば、石垣が崩れて、水路から水があふれる、そういうふうな状態になっているんで、町当局として今後、この対策をどういうふうな格好で今後進めていただけるのか、この1点を、まず質問させていただきます。

そして、2問目は機構改革ですね。5年前に機構改革を行って、この機構改革を僕自身が余りよろしくないという意見で、今さら部長というのはいかなものかと。各市町村を見ても、部長廃止のところが多くなっているんで、今さら部長の何をしてどうなるのかなと思ったら、5年たって、今、よく考えてみると、かなりうまいことしていますね。パズルをはめるように1年目、2年目、3年目、4年目と、うまいことはめてきています。その結果は各部署に対しても答えがあらわれております。今、

思えば、この機構改革も成功したんじゃないかなと思いますけども、多分、まず機構改革というのは各部署、部長を置いて、課長、一番多い箇所では4カ所ほど、建設課なんかは水道、下水、環境衛生、こういうふうな部署に分かれて、縦の線の流れは大変スムーズに行っていると思うんです。これは今、町長に今後を伺いたいんですが、これは成功やと。それは十分に評価できるんじゃないかということなんです。

ただ、縦の線の水がうまく流れている割には、横のつながりですね。ただ、横のつながりが縦の線よりもうひとつ、ちょっと考えさせられるものがありますので、町当局として、また担当部として、この機構改革を出した、今後、どのようにまだ修正する点があるか、どのように今後やっていくのか、それをお聞きしたいと思います。まず、1問目の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

今回もまた5名の議員さんが御質問に立っていただくようであります。できるだけ、丁寧に御答弁をさせていただきたいなと思います。

まず、殿井議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。殿井議員さんの質問、まず1点目、里道水路の補修についての質問であったかと思います。ため池からの水路は、議員おっしゃるとおり、基本的には地元、あるいは受益者で直してもらうことになっております。しかし、近年、大きな雨とか台風がちょいちょい来ます。そういった場合には、甚大な災害により崩壊した場合は、国の支援でやらせていただくと思っています。ただ、小さい工事については現物支給ということでお願いしたいなと思っています。

全体的な改修や水路断面を大きく、全部改修するということになると、県の単独事業の小規模土地改良事業というのがございまして、これを使ってやるのが可能でありますけれども、この場合はやっぱり受益者負担というのが必要になってまいります。水路の復旧及び改修については現在のところ新たな支援策は考えておりませんけれども、今後、特に農業の後継者が減ってきていますし、農業に従事する年齢も非常に高くなってきております。それは十分承知していますので、今後、どういう方向でやっていくのがいいのか、検討をさせていただきたいと思っております。

それから、2つ目の部長制を取り入れた理由はということでありますけれども、平成18年1月1日に合併しまして、そのとき、まず、10年間の人員計画というのを立てました。やっぱり今のままでは多過ぎるということで、八十何名を減らす、10年間で八十何名を減らす計画を立てたんですけれども、やっぱり職員の数が減ってきますと、いろんな不都合が出てきて、やっぱりこの際、幾つか分かれている各課をまとめて部長制にするのがベターな方法じゃないのかということで議論した上で、6部

制をしたんであります。

いろいろな問題はあることはあるんですけども、まず、よかったなと思うことが、今まで多くの人数で月に1回、幹部会というのをやっていたんですけども、今は部長の数だけでコンパクトにいろんな議論ができていう利点もありますし、また決裁規程も部長にある程度、権限を与えまして、できるだけ早く決裁できるようにすることが町民のためになるということで、部長決裁の金額も上げさせていただきました。

現時点では縦の線、横の線とも、まあまあうまくいっているのかなという感じでありますけれども、問題もないのかといえば、問題もあると思いますので、今後においても効率的に、今以上に組織が機能するように取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

町長の答弁をいただきましたけども、里道って昔からのあぜ道ですよ。その里道に関しては、区の溝掃除のときにある程度、田植え前には各区から、各班から出て、我々で掃除させてもらっているんですけども、1メートル、2メートルの補修工事は素人でできるんです。ところが、我々、小さい時代からあぜ道、石垣積みの農水路があったんで、そのまま放置されている農水路なんかも1メートル、2メートルの補修では間に合わない。溝掃除するごとに、溝へ石が崩れて、その距離が何メートルにもなっていると、そういう補修工事を、ただ現物支給の生コンをもらったさかいといって、我々、素人ではできるわけがない。そのたび、そのたびに応急の処置をしているんですけど、全く素人がやっているんで、また雨が降って、水が流れるわ。また、せきとめられる。その、せきとめられた水が全部あふれ出て、大雨になればほかへ流出するために、大変迷惑をこうむっていると。

町のほうへ要望書を区のほうから上げれば、今、町長の答弁をいただきましたように、ある程度、水利組合、区で補修をしてくれということなんですけど、これがなかなかうまいこと行かんですわ。うまいこといかんので、何とかこの工事だけでもやってくれやんかのって言っても、渋い顔で建設環境部長が座っていますけど、なかなか難問なんです。何とか対策をどのようにしたら、早急に手当てできる。今の答弁の中にでも、言っている意味はわかるんです。言っている意味はわかるんですけど、今、町道とか県道の側溝はコンクリートでやってくれている。コンクリートでやることについては膨大な工事費がかさむということで、そこで何とか手を考えていただけるような方向に思いつきがないのか、今後どういうふうな対策をもって、この工事に対応できるのか、その点をもう一回、町長、答弁をお願いできますか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この里道水路については、町内に至ることにあります。それを全部、両三方、コンクリートというのは不可能な話で、無理な話だと思います。さっき言ったように、大々的に改修するのであれば、県の小規模土地改良事業というのがありますので、そういった、あるところの区長さんとも、また要望を出していただいて、区長さんと相談しながら、今後もやっていきたいなという思いであります。

おっしゃるとおり、昔の石垣の僕のところの裏の溝にも非常に、改良区の用水路ですけれども、それでもなかなか直してくれないということで、至るところに、議員がおっしゃるとおり、里道水路というものがついております。

ただ、さっき言ったように、大きな問題は農業の後継者が本当に少なくなって、耕作者は年齢が上がってきているので、大きな今後の問題になることは事実であります。また、そういう大規模な改修をする場所があるのであれば、また区長さん等々とも相談しながらええ方向で対応策を考えていきたいなと思っています。いろいろ、県の事業もありますし、それに乘せていきたいなと思っています。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

そこで、まず我々、区として、また水利組合、担当者と話します。水利組合なら組合長ですね。それで話し合いして、何とかならんか。水利に金ないんかと。水利に金あるけど、これは予備に置いとかなんだら、何が起こるやらからんさかい。町のほうで何とかしてもらえんかの。我々、町会議員というバッジをつけている以上は、やっぱり水利組合からもそう言われれば一遍、町のほうへ一応要望してみようかということで、それを我々は受けた以上は何かの処置をとりたい。それで、一応、要望書を区長のほうへ要望して、要望してもらおうと。要望して、何とかありますかって担当部長なりに申し込んで、部長、これ何とかならんのかと言っても、いや、ちょっとお金がないんで。そりゃ、当然お金はないですわな。それで放置するわけには、我々はいかんですわ、住民から頼まれれば。そういうことで、どういうふうな対策を水利組合、また区で要望書を出して、町の援助はこうやという、どうしたらしてもらえんかの、どうしたらええんかのいうところまで我々は答えを持って帰ってあげないかん。その点、要望が出てくる担当部長として、今後、そのようなときに、我々の立場、また区への返答、どのように我々は議員の立場ですよ、区とか水利組合へどのような返答で、一応要望出したけど、今のところ工事費もなかなかつかんねんという格好で返事したら、何にもしてくれへんのかよというような格好で、また返事が返ってくる。我々はやっぱり色のついた、いい返事を区並びに水利組合へ持っていきたく

いう格好で、たとえその幅が10メートルの長さがあれば、たとえ5メートルでも何とかしてもらえんかというふうな格好をもって、ちょっと今、仕組みがこうなるんで、ちょっと全部の改修は難しい。そういうときに、一応、要望を出している以上、担当部長として、どのような返答を我々、区、水利組合へ持っていったらええのか、どのような対策を今後、とってもらって我々、地元へ返答を持っていけるのか。その点、ちょっとお答え願えますか。

○議長（佐々木裕哲）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

私のほうからお答えさせていただきます。

町長の答弁にもございましたが、現在では町長答弁のとおり、小さいものについては原材料でお願いしていると。それも災害等、大きな雨が降ったときに、いつでも出せるというものでもないんで、今のところは。それで検討させてもらって、出して、地元でやっていただいているというような形でございます。

ただ、本当に高齢化とか、後継者不足とか、町長も言われておりましたが、そういうことも今後、考えていかなあかんので、それはそれでまた検討していかなんと思えます。

そういう要望がございましたら、丁寧に説明させてもらって、こちらのこともわかりいただいた上で、お話しさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

多分、そういう回答だと思います。やっぱり、昔から全部の溝を修正するということは大変な金額で、町がひっくり返るような金額が要るんじゃないかと思うんです。そのまま、地元区、水利組合、組合長からの要望が出てくれば、力のある水利組合なんかは、お金をある程度ようさん持っている水利組合もある。しかし、何億円と持っている水利組合もあれば、全く水引さんというのですか、その人の給料を払ったら精いっぱい、区、水利組合もあるんです。区自体も水利組合とタイアップして、何とかという、短い工事やったらできるということは事実。でも、それを全部町へ負担せえというのもいかなものかという点も十分理解できます。その点を考慮してもらって、もしできる範囲で早急にしてもらおう。やっぱりスパンの短い、10メートルの工事をするのであれば、5メートルやったらすぐできるとか、2メートル、1メートルはすぐできるとか。その箇所だけでも直せば、区間が短くなりますので、今後、また検討してもらって、いろいろ難しい面が多々あるとは思いますが。質問しながら、そういうことを思いながら、質問しているんですけども、そういう要望が地元区から上がって

きたら、今、建設関係なんかは、そういう要望が上がって、議員さん、何とかしてもらってよって。町へ一遍かけ合おうかって、僕が来やしてもらったときに、即、対応を職員さんがしてくれる。そりゃ工事はできませんよ、なかなか。即というわけには。だけど、対応は即、してくれている自体が、その要望を出してくれている人々が、すぐ動いてくれたよ、すぐ見にきてくれたで。何とかさせてもらうよって帰ってくれたんやけど、それだけでも、それまでは我々、やろかっていう希望を持ちますんで、今後とも、まず、なかなか難しい。県との兼ね合いもあると思いますけども、町長。今後とも、またそういう点であってでも、今、職員さんがすぐ行ってくれるという、その意気込み、それを、見せてくれるだけでも、我々、ああ、来てくれたんやということであって、うれしいと思いますんで、その点、またよろしくお願いしておきます。

そして、2問目に機構改革。これは、かなりうまいこと行っています。しっかり、うまいことパズルをはめて、5年間、経てからの答え。せんだっても、毎日テレビで、有田川町の改革をテレビで放映していましたね。その機構改革について、一番、今、縦の線がうまいこと行っている。全部の部署が協力して、部長、課長、職員と、この流れを物すごいスムーズにしていると思うんですが、なかなか一般質問で、僕、ほめることはないんですけど、この点はほめさせていただきたい。

特に、今、ちょっと答弁いただきました、建設環境、衛生関係なんか、特にうまいこと流れていると思うんです。この前、毎日テレビで放映された二川の小水力発電、僕、偶然にテレビを見て、町長のインタビューとか環境衛生の課長とかのテレビ答弁を見まして、もう少し足の長い課長がいてたらええんかな、テレビ映りもええんかなと、ちょっと足、短いなと思って、テレビ映りを見てたんですけど、この小水力発電は画期的な事業だと思います。だから、ここまで和歌山県下でトップ、全国的にもなかなかない、そういうふうな改革をうまいこと縦の流れでこなしていると思いますけども、今、話題となっている小水力発電、2月に2億8,000万円ほどですか、その工事をして、一応7年間ぐらいでペイできると。それに対しての今までの2月から稼働した経緯、結果、どのような今までの経緯、結果を残しているのか、担当部長、お答え願えますか。

○議長（佐々木裕哲）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

それでは、殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

二川の小水力発電所につきましては、本年2月24日から連続して運転しております。計画発電量というのは年間で120万キロワットアワーで、標準世帯300世帯相当で、CO₂削減量は年間630トンというふうになってございます。総事業費につきましては、今、議員さんがおっしゃったとおり2億8,600万円。計画年間収入は4,370万円を見込んでおります。これも議員さんがおっしゃったとおり、約

7年間でペイできるというような計画となっております。年間目標の120万キロワットアワーに対しまして、平成28年度の実績を申し上げますと、今時点の12月2日時点での275日間でございますが、約100万キロワットアワーを売電してございます。売上額にすると、年間目標4,370万円に対しまして、約9カ月で3,630万円を売り上げておりまして、このまま順調に稼働していけば、4,600万円程度は行くんじゃないかと思っており、目標を若干上回ることができるんじゃないかと思っております。

この売電で得た収入というのは、いろんな分野に使っていただけたらなと思っております。特に私どもが思っておりますのは、学校教育、子どもさんの教育のために使っていただけたらなと、環境衛生課では思っておりまして、魅力あるまちづくりにこのお金が貢献できたらなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

ただ、こういう事業を起こすのに町長の決断、なかなか海のものとも、山のものともわからん事業に対して、また町単でやる事業にしては2億8,000万円、これをやった以上は取り戻せるのか、利益に結びつけられるのかという不安がある。しかし、この決断ですね。せっかく部長制をしいて、機構改革に踏み入れた以上は、町長と副町長の決断は必要だと思います。決断して、結果的にそれが今、小水力発電みたいに結果的にはよしと。ただ、ノーと出る結果もあります。

しかし、今、自治体はただ黙って役所でございましてという格好ではなく、自主財源を生もうとしているものに対しては、まず執行部の町長、副町長なり、幹部連中が一遍やってみよと、失敗ばかりは困ります。困りますけれども、一遍やってみよと。その権限がまず部長から課長へ伝わる、町長から副町長へ伝わって、部長へ伝わって、課長なり、職員に伝わるという、そういうための機構改革をやっているんですから、有田川町は今、割合、注目を浴びています。ごみのことについても、ごみ業者から3年間で800万円弱、もらえると、こういう自治体はなかなか和歌山県下を探してもございません。やっぱり画期的なアイデアだと思います。

この点についてもテレビでしらが頭のおっちゃんがしゃべっていました。うちの町長ですね。なかなか注目されるということは、大変いいことなんです。ただ、それをやれるというのは、このシステム、今までと違って、機構改革をしたおかげで縦のつながり、流れのよさというのがこれを物語っていると思うんですけども、ただ、今後そういういろんな面もあります。

この前、建設環境部長の担当の部署から、下水の委員会がありました。その下水の委員会のときに、僕、下のエレベーターで、下水の委員長の辻岡さんと会ったんです。

辻岡さんが僕に間髪入れず僕に言った言葉は、殿井さん、きょうはええ話やで。そんな下水にええ話があるかいなと思って聞いてたんですけども、やっぱり工事費の減額。工事をやるときに、土が出ますね。よそのところへ一旦移さないかん。これを搬送する運搬業とか、そういう関連で、また移すところの、ほかへ移す土地を借りやないかん。それやったら何とか地元付近で余り遠いへ行かんでもええようなところはないんかという、委員会で議論がありました。早速、その議論を担当課長が取り上げて、何とか近くでしようかと。それだけのことなんです。それだけのことで5,000万円の減額。5,000万円って大きいです。だから、そこらのアイデアとか、そういう流れ、まず委員会においてでも、そういうことを執行部側と議員側とコンタクトをとりもて、議論を交わしもて、そういう結果でこういうことが生まれる。ただ一口に5,000万円と言うけど、5,000万円というのは大きなお金で、そういうアイデアをこれから有田川町はやっていかんと、財政難、国からの補助金、税収だけではなかなか我々、やっていけません。

だから、いつでも、僕、言っているのは有田川町株式会社というふうな意気込みを持って、民間に匹敵するような改革をやって、有田川町を推進していかないと、全く自主財源というのを生み出さんと、なかなか苦しい。今後、県下でもトップクラスの財源とか、そういういろんな面に対して、我々、151億円ですか、今年度も。そういうふうな関係の予算を組んでいますので、それをこなして、もう、今、何年と合併から来ていますね。合併特例債も使いもてでもなんですが、これから今後、ずんずん減って、特例債もなくなっていくんで、そういうアイデア、自主財源的な、アイデア的な考えを持っていかんといかんと思うんですけども。

また、今後、そのような対策をとるについて、改革しました総務政策関係、まず奥で2人、課長が議会へ出席されています。なかなか課長に答弁を振るということはないんで、何か言いたそうな顔をしていると思うんで、まず課長なりに議会へ座るということは、なかなか将来有望な人材やと思って、この議会へ出席されていると思うんで、まず担当の企画財政課長、総務の竹中課長、この点、どういうふうな今後、政策をとって機構改革というふうな感覚で行こうと思っているのか、その決意、両課長にお伺いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

企画財政課長、中屋正也君。

○企画財政課長（中屋正也）

それでは、ただいまの殿井議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

私は4月から企画財政課長に着任したばかりでございますが、課長として課員の誰もが意見を言いやすい雰囲気、コミュニケーションをとったり、相談に乗ったりという雰囲気をつくって、課員がやりがいの持てる職場づくりに努めてまいっております。

そこで、課員の意見を聞き、その意見を部長に提言し、意思疎通を図り、縦の連携はうまく働いていると思います。

また部制になって、横のつながりですが、総務政策部では総務課と清水行政局の総務政策室と連携し、特に総務課とでは電算システムの改修のこととか、公有財産の管理システムの面で総務課と連携をうまく進めていくことができていると思います。

今後とも町長、副町長、部長の指導を仰ぎながら総務課、総務政策室とも連携を行い、スムーズな組織運営、行財政運営を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

総務課長、竹中幸生君。

○総務課長（竹中幸生）

それでは殿井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

総務課におきましては、仕事を進めていく上で部長とよく相談いたしまして、その指示のもと、企画財政課及び清水行政局、総務政策室と協力しながら、横の連携というものを意識しながら事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

なかなか議会でしっかりした答弁をできるというのは気持ちのいいものですね。今後、また町のために頑張ってもらって、また部長に昇格し、いろいろとするという、その意気込みを、昇格するかせんかわかりませんよ、わかりませんが、意気込みを持っていただくと。今、2 人の課長の答弁を聞いて、部長、いかがですか。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

今後においても、町長、副町長の指導を仰ぎながら、課員のやる気をできるだけ引き出しながら、意思決定と住民サービスの迅速化を図り、今後においても組織運営が効率的に機能するようにやっていきたいと、このように考えております。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

そこで、まず、産業振興部長、今、清水の開発公社、また清水の森林組合、また木材関係、製材関係に関して、いろいろと大きな問題を抱えていると。特に、開発公社なんか、今、赤字で2つの温泉を抱えて、大変苦しんでいると。まず、清水といえば、木材産業、これが主力なんです。ただ、その木材産業の停滞によって、なかなかうま

いことってない。その中でも木材加工センター、ここは今まで赤字、赤字で、どうにもならん、何とかせないかんということで、森林組合が経営に当たってたんですけど、どうにもならんということで、昨今、四、五年前ですか、二、三年前ですか。そういう格好で、もうちはようやらんということなんで、何とかせんといかんということで、民間に委託という格好でやらせて、何したんですけど、なかなかやり手がない。ということで、製材、木材関係のプロが今、有田の木材組合が加工センターを引き継いでやってもらっていると。おかげで、ここも縦の線の流れがよいのか。おかげで赤字で苦しんでいたところが、黒字にはなっていませんけど、多少の赤字は出ているということで、それも何十万円ぐらいまで向上させている。ここらも流れですね、今、言っている、うまいこと下から上へ、上からもう一個上へという格好で、今度は上から下、上から下へという流れも必要だということで、今までやってくれた産業関係の、木材センターやなんか徐々に力を発揮してくれていると。なかなかプロの人がやっているんで、肩軽いつていったら、今までの経験があるっていうたら、経験があるんですけど、なかなかうまいこと行ってなかったのが、どうやら、こうやら、赤字を最小限に食いとめて、踏ん張ってくれている。清水というところは木材関係が活発化せんと、活気が及ばんということで、今、かなり木材関係を活性化しようとして、かなり努力してくれていると思いますけども、これからの木材関係に対してどういうふうな取り組みで、何とか開発していただきたいと思いますが、どういうふうな対策をもって臨んでいただけるのか、決意をお聞かせ願えますか。

○議長（佐々木裕哲）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

産業振興部長の立石でございます。

殿井議員さんの質問にお答えいたします。

清水地域の林業ということにつきまして、どう活性化していったらいいかということで、今、まず取り組んでいることを申しましては、林業活性化協議会、これは森林組合さん、それから竹上木材さん、そして役場等が関連して立ち上げている協議会がございます。

何とか今、間伐をやっておる中で、山に切り捨てられている間伐材を有効利用できないかということで、全国的にも行われているんですけども、木の駅事業ということで、山から所有者の方々が林地残材として置かれている間伐材を持ってきて、その材を生かして、例えば木質バイオマスで発電に使えないかとか、暖をとるストーブに使えないかとか、そういう木をエネルギー源として利用できないかということで、今、検討もさせていただいている次第でございます。何とか山の木を有効活用せんなんということで取り組んでいますので、もうしばらく長い目で見ていただいたらうれしいかなと思っております。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

そういう経緯、結果を求めて、今、有田川町として底上げ、まず職員さんの気持ちの持ちよう、何とか改革していこうとしている意気込み、ここらを執行部の副町長、町長が引き上げていく、そういう関係、引き上げていくことについて、我々、議会のほうもそういうことに対して後ろに回って押し上げていく、そういう対策をこれから密にしてやっていかんと、なかなかこの財政難を切り抜けて、またよその市町村よりかなり大きな予算を組んで、県下でも町としてトップの改革をしていかんと、我々、150億円と、160億円、170億円という膨大な予算を切り抜けている以上、そのかわり起債もふえてきているということは確かなことなんで、そこら、きょうは質問に及ばなかった各部長に、何だったら意気込みを聞きましょうか。もういいですか。わしは一遍、その意気込みを聞いてほしいんやて、教育部長、どうですか。答えますか。やってください。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

御質問に答えられるかどうかということなんですけども、私ども、教育委員会の事業といたしまして、今後、子育て支援、保育ニーズ、いろいろ多岐にわたっております。それに対応するだけの財源的なものもあるんですけども、できるだけ効率よく、施設の整備、また環境の整備等、子育て支援のほうで行っていきたいと思っております。

また、社会教育の面では、中学生海外研修、議員には相当、御指摘された面もございます。また、それについても、効率的な事業の継続を念頭に入れて、始末しながらきっちりとした人づくりがまちづくりにつながるような事業へと推移していきたいと考えております。

また、絵本によるまちづくりということで、平成28年度から地域創生の推進交付金を利用して、3年間にわたって事業を進めているところでございますが、それについても民間の力をかりながら、今後、持続可能な事業として展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6 番、殿井堯君。

○6 番（殿井 堯）

あと、30分あるけど、もう早く終われという人もあると思いますけども、今、各部長にお聞きしました。これは別に通告していません。教育部長になんかに。これだ

けの答えが返ってくるということは、やっぱりそれぐらい意識して議会へ出席してもらっていると思います。ここまで聞けば、わしにも聞けという人があれば、聞かせていただきたいんですけど。部長、どうですか。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

それでは、住民税務部として一例を挙げさせていただきますと、兼務しております会計管理者としまして、地方公共団体の会計事務の処理は命令機関と出納機関に分離されておりまして、前者は町長、後者は私、会計管理者が行っております。これは命令機関と出納機関を分離して、相互に牽制し合うことによって、会計事務の公正を確保するために設けられております。

私どもの主な職務は、現金、有価証券、証紙の出納、保管及び公金の支払いに関する審査、決定、公金の管理、運用を行っています。この会計管理者の事務を補助する組織が会計課でございます。会計課が具体的な業務の執行に当たっております。一例を挙げますと、町民の方々などから納めていただく税金等の収入時期と金額を推しはかり、予算額に基づく各種行政サービスを実施するために、必要な事業費を必要とする時期に、必要とする額だけ、必要とする方に確実に行き届くようにすることです。そのためには各事業課及び金融機関と連携を密にしております。

お金は人間にたとえれば血液です。この血液の流れが滞ることなくスムーズに流れるように調整していくことが会計管理者と一体になって業務を行っている会計課職員の役割で、私とともに力を合わせて、日々しっかり職責を務めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

なかなか、通告なしにここまでの、即、指名して、答弁できるということは、いかに部長が勉強しているか、課長、またその下の職員に対しての流れをいかに保っているか。なかなか、この答弁というのはすぐに指名されてできるものではありません、議会では。

ただいま、5つの部長から答弁をいただきました。あと2つ残っているんで、わしらは何とかしたいなと、はたで次はわしかなという構えて体勢をとっている、早田部長。また消防長にも最後にやっていただきたいと思っております。議長よろしく願います。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

殿井議員さんの質問にお答えします。

福祉保健部では、まずお客様がいらっしゃいましたら、ワンストップで迅速、丁寧にお答えできるように努めてまいりたいと思います。

また、介護の部分につきましては、予防に努めてまいりたいと思いますし、健康推進課のほうでは、病気の早期発見、早期治療に努めて、皆さん元気でお過ごしできるまちづくりに努めてまいりたいと思います。

そしてひいては、介護保険の会計でございましたり、国保の会計でございましたりの費用が少なく済むように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

最後に1人残っています。やっぱりこの部署は住民の財産、そういうことの危険性をはらんだ部署でありますので、一番大事な部署だと思います。そういうことで、危険性もあると思いますけども、今後の方針を、6人聞いて1人だけ残すというわけにいきませんから、ひとつよろしくお願いします。

○議長（佐々木裕哲）

消防長、栗栖誠君。

○消防長（栗栖 誠）

消防の栗栖でございます。ただいまの殿井議員の質問されましたことについてお答え申し上げます。

消防は地域住民の皆様の緊急事態に、第一線に備える部署でございます。職員、組織ともに、知識、あるいは技術の修練、訓練に励み、今後も常に備えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

思わんほうへ振ってしまって、時間もかなりたっていると思いますけども、これだけの部署の質問を一気にさせてもらって、6月に予算が出たときに全部の部長とか、いろいろ今後の有田川町としてどう思っているのかということ、質疑をさせてもらったことがありますので、だからこれだけの答弁が返ってきて、これだけのこれからの有田川町に対しての何をどう思っているかということに、こういうふうな答えができるということはなかなか改革がうまく行っているということだと思います。各部長、7名の意向を聞いて、町長、総括でどうですか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

長いことしゃべっていなかったもので、そろそろ手を挙げようかなと思ってたところで。

殿井議員さん、本当に機構改革を非常に高く評価してくれているということで、本当に心から感謝をしたいと思います。

実は、小水力発電も一職員が昔からずっと、合併前から温めてきたことだったそうであります。それで、それを聞いて、いろんな問題もあったんですけども、取り上げて、県にも協力していただいて、こういうことになったんですけど、とにかく私は各部長に言っているのは、とにかく若い職員の意見を吸い上げてやれと。若い職員が提案してきたやつをしっかりと吸い上げやなんたら、あとが育たんでということのを常々申しております。これからもいろんな提案、若い職員から上がってくると思いますが、それをまた部長会で精査して、できるだけ若い子の意見を取り上げるような体制をこれからつくっていかなあかなという思いであります。

先ほど、各部長も答弁しましたように、部長会議、1つになって、これからいろんな方面で、先ほど指摘されましたように、縦の線がうまいこと行っているけど、横の線がもうひとつということのないように、横の線も各課、協力することがたくさんあると思いますので、そういう方面もしっかりと力を入れて、これからやっていきたいと思いますので、御協力のほうよろしくお願いします。

○議長（佐々木裕哲）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

大変長々とありがとうございました。そういう回転、1個の輪になって、全部の部署がうまく回っていく、それは横の連携がとれて、また横のつながりもできてくるということでない、やっぱり今、和歌山県で地元であり、また和歌山県のトップクラスの予算を組んで進んでいく以上、そういう大きな予算を組めば起債もようさん返さないかんという格好になってくるんで、そこらはやっぱりスクラムを組んで、町長が最初に答弁されたように、また議会の応援も必要だと思います。だから議会人、我々としても一致団結して、職員さん、また町長の執行部、副町長なりが力を合わせて、今後頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後にこれを述べさせていただきまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木裕哲）

以上で殿井堯君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

１０時４０分より再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 １０時２７分

再開 １０時４０分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

……………通告順２番 ３番（辻岡俊明）……………

○議長（佐々木裕哲）

続いて、３番、辻岡俊明君の一般質問を許可します。

辻岡俊明君の質問は一問一答形式です。

３番、辻岡俊明君。

○３番（辻岡俊明）

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

その前に、先ほどは不注意にも携帯を鳴らしてしまいまして、皆様方に迷惑をかけたことを、この場をかりておわびいたします。どうも失礼しました。

今回、私の質問は２件です。

まず、１件目、危険ため池対策についてであります。県内には農地に水を供給するため池が合計約５，５００カ所あり、それらの大半は江戸時代につくられたものであります。県と市町村は２０１３年から２０１５年度、一定の大きさ以上のため池、２，１９０カ所を点検しました。その結果、豪雨や大地震の際、決壊して周辺の住宅や公共施設に影響を与える危険性があるため池が６３５カ所あり、その中でも特に危険性が高く、優先的に詳細な調査が必要なため池が１１０カ所あるということがわかりました。

県や市町村は来年度より、この１１０カ所のため池について、水の流入量や豪雨時の放出量などの調査を行い、改修工事の方法を検討することになっていますが、我が町内には当該ため池は、旧町別で何カ所あるのか。また、その改修工事の費用分担はどのようになるのか、町長及び関係部長にお聞きします。

続いて、２件目。金屋テニス公園施設整備改修についてであります。金屋テニス公園はまちづくり特別対策事業として、吉原地区にあったため池を埋め立ててできた土地に、１０面のテニスコートと公園がつくられたものであります。平成３年、１９９１年１１月２６日に着工し、２年と４カ月をかけて平成６年１９９４年３月２５日に完成しています。総事業費は４億２，７６０万円であります。

テニスコート使用料金は１コート１時間当たり５２０円で、中学生以下は２６０円、町外在住者利用については５割増料金で、各７８０円と３９０円であります。１０面あるコートのうち、３面には照明設備がついており、夜間も使用することができます。

照明施設の使用料金については1コート1時間当たり500円となっています。そのほかにもテニスシューズやラケットが貸し出されていて、それらの使用料金は1回につき各100円となっています。

金屋テニス公園は和歌山県の中央部に位置し、コートがよく整備されており、利用料金が安いこともあって、テニスコートの利用者数は年間約2万2,000人を数えています。近年、定常的に金屋テニスコートを利用している団体は、大学では京都産業大学、大阪教育大学、大阪成蹊大学があり、高校、中学校等では兵庫県雲雀丘学園、奈良県、高田商業高校、近畿大学附属和歌山高校、信愛女子短期大学附属中学校、高校、そして中学校体育連盟有田支部と和歌山県小学生ソフトテニス連盟、いわゆる県ジュニアテニス連盟の9団体に上ります。中でも、ジュニアテニスの県大会では応援保護者も含めて約500名の人々がテニス公園に集まります。有田地方中学校のテニス大会でも、数百名の人々が集まります。

そのような状況下で、管理棟内には女性用トイレは1カ所あるが、便器は2基しかなく、大会が開かれるたびに長蛇の列ができて大変です。ちなみに、男性用トイレは便器は大用が1基、小用は2基であります。隣の公園には男女共用のトイレが1カ所あり、大用が1基、小用が1基あります。それを加えても、女性が使用できる便器は3基しかなく、増設を希望する多くの声があります。これらの声にどう応えていくのか。

そして、管理棟内の管理人室の位置は外のコートが全く見えない、北東の隅にあり、テニスコート上での不慮の事故や不都合なことが起こっても、管理人室からは全く見えず、即座に対応できない状態であります。

そこで、管理棟内南側にある、現在全く使われていない厨房を管理人室とすれば、10面のコート全てが見渡せて、管理面でも大変よいと思いますが、関係当局のお考えをお聞きします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは辻岡議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員、おっしゃるとおり、2013年から2015年度に、県全体で2,190カ所のため池を調査しておりまして、有田川町内では134カ所調査しました。この134カ所のうち、特に危険性が高く、優先的に詳細な調査が必要なため池は町内で5カ所あります。旧町別では吉備地域に1カ所、それから金屋地域に4カ所あります。ため池の改修工事は県営農村地域防災減災事業として整備工事を行っています。費用分担については全面改修の場合は国が55%、県が35%、町と受益者が5%ずつとなっていますが、部分改修の場合は国が55%、県が40%と全面改修に比べ、5%

の上乗せがあるため、町と受益者が2.5%ずつとなっております。これによりまして、整備費用を縮減し、費用負担を軽減することができますので、危険度の高いため池の改修をスピードアップし、災害の未然防止と被害の最小限を図ることとなっております。

特に、近年、集中豪雨等々がたびたび起こります。その中で実際、池の下にミカンがあるところがありますので、この5カ所についてはできるだけ早く調査をして、整備をしていきたいなと思っております。

それから、2つ目の金屋テニス公園の整備改修についての御質問でありますけれども、金屋テニスコート、議員おっしゃるとおり、たくさんの方がテニスにおいでになっていることは承知しております。公園は平成7年にオープンし町内外のテニス愛好家の皆さんに御利用いただいていることは御承知のとおりであります。御質問をいただいた女子トイレについて、館内には女子用ボックスが2カ所あります。通常の利用時にはそれほど混雑することもほとんどなく利用していただいておりますけれども、大会開催時には参加者のみならず、関係者も多く、長いときで10分から20分程度、待ち時間となることもあると聞いております。クラブハウスには現在、使われていない厨房内に洋式トイレが1カ所あります。また、建物の外でありますけれども、駐車場のトイレとあわせて使うことにより、2カ所トイレがふえることとなります。当面は大会開催時等に、この2カ所の利用を進めることにより状況を観察していきたいと思えます。

また、管理人室が厨房内に移るとなると、コートの一部が見えることになってしまいますけれども、カウンターなどの建物の改良が必要であります。また、特に厨房内には電気系統とか、コンピュータ系統、空調設備の制御盤等が入っておりますので、移設には多額の費用が必要になると思えます。

将来的には老朽化による大規模な改修時に、さきの女子トイレとあわせて検討していきたいと思えます。現状では管理人の空き時間に管理等南側の談話スペースでコートの様子を見守ってもらっています。今後は見守りの強化、緊急時の対応を含め、不慮の事故に素早かつ的確に対応できるよう努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

私のほうから、危険ため池対策について補足の説明をさせていただきたいと思えます。

今、町長答弁のとおりでございます。特に危険性が高く、優先的に詳細な調査が必要なため池は、有田川町内には5カ所ございます。その5カ所の池を報告させていただきます。矢熊池、三ツ池下、九鬼の登池、新池、これは小川地内にある新池でござ

います。それと能蔵上池、この５つでございまして、矢熊池が旧吉備町、ほかの４つは旧金屋町でございます。矢熊池、三ツ池下、新池、この３つの池につきましては、平成３０年度に詳細な調査を要望する予定となっております。九鬼の登池につきましては、下流域に人家がございませんので、詳細な調査が必要であるかどうか検討してございます。能蔵上池につきましては、親子池であります能蔵下池を今、余水吐、緊急放流口等の部分改修工事を実施しております。上流の上池の水位を下げるよう、地元と協議中でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木裕哲）

３番、辻岡俊明君。

○３番（辻岡俊明）

答弁、ありがとうございました。

まず、危険ため池のほうから。町内には５カ所あるということで、それぞれの場所は旧吉備町内には１カ所、旧金屋町内には４カ所あるということで、早急に対策を立てて、最終的に全面改修になったら国が５５％、県が３５％、町と水利組合になるのかな、町と地元が５％、部分改修では国が５５％、県が４０％、町と地元が２．５％ということはよくわかりました。極力、町なり、地元負担が少なくなるようにやっていただきたいと思います。

私にかかわることで申しわけないんでありますけど、旧吉備町内にある池、矢熊池、私の近辺であります。以前にも古老の話によりますと、決壊したことがあるということで、ちょっと聞いていたので、ちょっと心配していました。この発表があつてから、どこかなと思ったら、やっぱりここであつて、実はここは奥の土地内には５カ所の大きな池があります。この矢熊池周辺には４カ所あります。全部、階段状になっていきます。１カ所、もう１つは吉備苑の近くにある池でありますけど、この５カ所のうち、奥が持っている池は１カ所であります。それ以外は天満の池であつたり、また３カ字の池であつたり、５カ字の池であつたりということで、水の管理が物すごく大変です。なぜかという、よその地区が持っていますので、決壊しても、その人々はその被害を受けない。被害を受けるのは奥の人、そういうことになっています。だから、どうしてもずさんになってきます。５カ所のうち３カ所の水に関しては、奥の人が水の管理をしています。だから、大雨のときとか、そういうときには事前に水を抜くなり、対応をしていますけど、以前に質問させていただきましたけど、どうしても事前に水を抜いても想定を超える大雨が年に１回は必ず降ります。ことしか去年の場合であれば、町長もみずから足を運んでいただきまして、その状況を見ていただきました。今のところ田畑だけでありますけど、年に１回は水害被害を受ける。そういう状況であります。

町のはザードマップがことし、パソコン上に公開されました。町内６５カ所のため

池のハザードマップでありますけど、残念ながらパソコンはみんなが見られるかといったら、そうでもないですね。ちょっと扱っているという人、そういう人は見て、ここが危ないんやな、ここは大丈夫なんやなということがわかりますけど、全員がパソコンを扱えるわけではない。だから、総務課がこれを出しているんやと思いますけど、もしよければ、とりあえず、この5カ所のハザードマップを何らかの方法で広報してもらえたらと思います。これにかかわる地域の人々にもいろんな参考になると思います。

町のホームページにハザードマップを掲載されていますけども、この目的は迅速かつ安全に避難をするためと。被害の軽減を目的としてハザードマップを書かれていると書いています。全くそのとおりでいいと思います。変に不安をあおるために掲載しているのではない。そういう意味で、ことし、広報ありだがわ、掲載されましたけど、ため池のことについても記載されています。ただ、どのため池が危ないとか、そういうことは記載されていません。

ただ、これは私、この三、四年、有田川町の広報を見ていて、そして今、議会の広報紙の編集にかかわっていて、すごいええインパクトのある広報誌やなと思います。この表紙を見ただけでわかります、何を言いたいのか。だから、そのときは必ず来る。そのときというのは、何を指しているのかといったら、大地震ですね。有田川町は津波の心配はありません。ただ、大雨とか地震、大雨による洪水とか池の崩壊、その心配と、そして地震ですね。特にここにもありますように、大地震は必ず来ます。

ちょっと調べてみますと、この地域に大きな災害をもたらす地震は南海地震と呼ばれています。紀伊半島から四国沖の海底が震源の地震です。南海地震。このことによって、津波が発生して、町でいえば、串本町とか、この近辺であれば、広川町とか、海南市、ここらが歴史的に大きな被害を受けています。南海地震、一番新しいものは、1946年、昭和21年12月21日、まだ私は生まれる以前であります。私は経験していません。この中には経験した人もいてると思います。その約100年前が1850年12月24日、嘉永7年11月5日、いわゆる安政の南海地震であります。このときは隣町の広川町が大きな被害を受けまして、そこに濱口梧陵が防潮堤をつくった話は全国にも知れわたるぐらい有名な話であります。ただ、この地震は安政南海地震と呼ばれます。嘉永7年11月5日に起こった地震でありますけど、安政南海地震と呼ばれています。嘉永の次は安政です。だから、嘉永南海地震ではなくて、安政と言っているのかなと思うんですけど、11月5日、世界津波の日がことし制定されましたけど、これが11月5日であります。ただ、ちょっと残念なことに、旧暦であります。よく新暦と間違っている人がいます。太陽暦では12月24日、いわゆるクリスマスイブですね。その日が安政の大地震が起こった日であります。

現在では、広報紙が伝えるのは、南海トラフによる地震、すなわち東海・東南海・南海地震、3つが一緒になってやってきたときのことを言っています。だから、想像

を絶する大被害になります。和歌山県内では震度7の地域も出てくる。予想では有田川町は6弱から6強の震度になります。恐らくここにおられる方は6弱とか6強の地震は体験したことがないと思います。震度7の地震は激震といいますけど、現在の観測態勢が始まって、震度7を記録したのは4回あります。1つは兵庫県南部地震、阪神淡路大震災です。1995年1月17日。新潟中越地震、2004年10月23日。そして、東北地方、太平洋沖地震、東日本大震災、2011年3月11日です。そして、ことし、2016年4月14日、熊本地震、この4つの地震だけが震度7を記録しています。激震といいます。激震に近い震度の地震がこの地域にもやってくる。

そのときに池の堤防は持ちこたえられるのか。物すごく不安であります。私、ちょっと自分のことを言って何ですけど、地震、トラウマになっています。それは阪神淡路大震災のときに、ちょうど早朝であって寝ていて、たんすの上に置いていた本立てとか、空き箱ですけど、そんなものを積み重ねていたんですけど、寝ている私の上へかぶさってきまして、落ちてきまして、たまたま冬で布団をかぶっていたので、けがはしなかったんですけど、顔面に積んでいた箱が当たりまして、それ以来、地震に対して物すごく恐怖を感じます。先日もミカンとりをやっていて、地震が地鳴りとともにやってきたので、とうとうそのときが来たかなと思ってびっくりしたんですけど、幸い、そうはなりませんでした。

そういうことで、何を言いたいのか。1つはこの5つの池に対して、こんな形でもいいですから、とりあえず関係地域の人に参考になるようにハザードマップを紹介してもらえたらと思います。

もう1つは費用分担は極力、地元負担が少なくなるように当局の努力を希望しますということで、ちょっと総務政策部長、見解をいただきたく思います。

○議長（佐々木裕哲）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

辻岡議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、現在、ハザードマップにつきましては、その被害対象地域の区の区長さん、またその自主防災組織の方に一応ハザードマップをお配りして、またそれ以上に必要ながあれば、また必要枚数に応じてお配りするというふうな方向でやらせてもらっております。

今、特に5つの危険箇所につきましては、再度、区長さん、自主防災組織の方と話をし、必要に応じて対応させていただきたいと、このように思います。

○議長（佐々木裕哲）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

当面の対応としては、それでいいかと思います。しかし、地震は、これにも書いて

いますけど、いつ来るかわかりません。今、この瞬間に来るかもわかりません。今、揺れたらこの天井、落ちてけえへんかなとか、私、いつもそんなことを考えているんです。あほみたいなことで。ちょっと心配し過ぎかもわかりませんが、池のことに關しては、さっきも言いましたけど、5つある池のうち、吉備苑のはたにある池は、奥には余り被害をもたらさないんです。ただ、矢熊池關係の池は4つあって、そのうちの1カ所だけ、奥の池で、水の管理はそのうちの3つやっていますが、一番上にある平谷池という池は天満の池でありまして、水の管理をしていていません。放ったらかし。

現在、冬場は堤防を強化する意味で水を抜いています。だから、堤防は冬場、乾燥して強化されるんですけど、一番上にある平谷池は水を満々とたたえたままで、これは年がら年中です。悪いことはないんですけど、緊急のときの水源の確保にはいいんですけど、もうちょっと管理してほしいなという、地元民としては希望があります。一般の池は冬場はやっぱり水を抜いて、堤防を強化する。そして、毎年毎年、夏場には水田に水を送って利用する。そんな形で使われていたと思います。

続いて、テニス公園のことです。先ほど、管理棟内と管理棟外にトイレがある。管理棟内、厨房の中にある便器は実際は使われていません。あるのはわかっています。管理棟内に2カ所あって、厨房内のはよっぽどのがない限りは使わないそうです。開けませんから。実質的に公園の外にあるものと、中のもの。ただ、先ほども言いましたが、女性用便器は外のものを入れても3基しかありません。ちょっと想像してください。この吉備庁舎に女性は何人働かれているのかわかりませんが、今、この吉備庁舎に女性用便器は2つしかなかったと考えてみてください。込み合って、仕事にならん、仕事に支障を来す、そんなことが生ずると思います。それが500人ほど集まるとき、また数百人が集まる中で2基しかない。そのことをちょっと想像してみてください。だから、早急に必要かなと思います、増設が。私なりに案は持っているんですけど、管理人室を常駐しているところは一番、管理棟内の隅っこにあって、コートが見えません。南側の厨房のところにすれば、いながらにして見ることができます。特別、改修する必要もないと思います。そうすれば、今の玄関口があるんですけど、そこの余り利用されない玄関口、そこをもう閉鎖して、そこに木造でいいから簡単に女性トイレを増設することはできると思います。もちろん男性用もしようと思ったらできます。部分的な改修で用が足せるのではないかと思います。ちょっと、その点に関して、部長、今の私の意見に対してどういう感想を持っているか聞かせてください。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

まず、厨房内のトイレなんですけど、全く今、使われてない状況なんですけども、

今回の議員の御指摘されたとおり、女性便所は館内には2基しかございません。それで、大会等については大変御迷惑をかけているということを聞きました。それで、その中で、町長も先ほど答弁させていただいたんですけども、トイレについては駐車場のトイレが1基あります。それがほとんど使われていない状況です。それと、厨房内のトイレにつきましても、外のドアから入って使用できるようになっています。ついたて等を置きましたら、外からトイレという表示をしましたら、トイレとして活用できると思いますので、そこらへんはちょっと小さな、本当についたてだけつけて、大会で混雑が考えられるときについては、そこと駐車場のトイレの使用を放送、表示等で促しまして、若干の様子を見て、それからトイレの改修のほうに、議員おっしゃるとおり、どこかに増設するなり、必要であれば考えていきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

3番、辻岡俊明君。

○3番（辻岡俊明）

前向きに検討していく姿勢がうかがえたので、トイレに関してはこれで終わりますけど、また別の観点から、先ほども言いましたように、このテニス公園、町が誇れるものやと思います。年間2万2,000人も来る場所ってほかにそんなにないでしょう。物すごく誇れるものやと思います。大事にしてほしいと思います。だから、この施設整備に関してはちゃんと手を加えて、金もちょっとは入れて、大事にしてください。ちょっと現状のテニス公園の問題点を私なりに見出したものをちょっと言います。

まず、AEDが配備されていません。絶対必要な器具やと思います。大会をやって、心臓発作で倒れた。そのときにAEDがない。そんなことちょっと風悪い、町として。トイレについても数が少ない。増設していただきたい。先ほども言ったように、管理人室を変更していただきたい。あそこの公園は10面あります。この近辺で10面以上あるところといたら、隣の川辺のテニス公園です。ここは20面あります。紀三井寺があるやんかだと思いますけど、紀三井寺は8面です。ここよりも数は少ない。それで、使用料が高いんです。ここは県内で一番安い。高速等々の関係で交通の便も比較的、だから県内の内外から大勢の方が利用しにきてくれているんです。もちろん町内の一般人も利用しています。合わせて2万2,000人。物すごく誇れるものやと。だから、大事にしていきたい。ちなみにちょっと調べてきたんですけど、一般人が利用した場合、町外の人であれば、1面当たり780円、町内の方は520円です。紀三井寺のテニス公園は一般人は840円です。1時間当たり1面。次に安い川辺のテニス公園は1面1時間当たり1,000円です。日置のテニスコート、国体でも使用されましたけど、ここは16面ありますけど、1面1時間当たり1,050円です。夜間の照明に関しては、うちは1面1時間当たり500円です。紀三井寺のテニス公園は1面1時間当たり840円です。川辺のテニス公園は1面1時間当たり

1, 080円です。日置のテニスコートは1面1時間当たり1, 000円です。それを見てもわかるように、物すごく安いということがわかります。だから、この前も夜ちょっと見にいかせてもらったんですけど、二、三回見に行きましたけど、そのときに湯浅町の人がちょっと夜間照明のところでやっていました。たまたまその人が知り合いであって、向こうから声をかけられて、びっくりしました。おうってなもので、おまんなん、湯浅町のテニス公園でやらのやと。これを言うたらなんやけど、あそこ、テニスをできるようなところと違うと。使用された方はわかると思いますけど、湯浅町の近くにあるテニスコートはかまぼこのように丸くなっているんです。平らではないんです。だから、とてもテニスをできるようなものではありません。遊びのテニスはできますけど、普通のテニスの練習はできません。平らではなく、こうドーム型に丸くなっている。だからここはええんやと、物すごくほめてくれていました。安いし。ただと、くぎを刺して、照明料金、とられているのに、あれ、ついてへんでって。1カ所、切れていました。金とっているんやから、ちゃんとつけてよって、その人に言われました。早速、管理人さんのところへ行ったら、町のほうにあれを直してって言うてるんやけど、金がないと直してくれんのかよって、そういう返事が来ました。だから、金をとる以上は、ちゃんとぴしっとやっていただきたい。文句つけられないように。そうやって照明設備が故障している。そんなところはちゃんと完備してほしい。そのとき思ったんですけど、たくさんの電気料を食うと思います。それこそLEDにすれば、安上がりになるかなと思います。明るいし。もう1個は、防虫機が故障しています。夏場に虫をとる機械ですけど、防虫機が故障。何といっても、駐車場が狭いですね。ただ、以前は前の畑を借りて駐車場にしていたんやけど、今はそれを返して、そこに今、太陽光の板が設置されています。ミカン畑になっています。ちょうど入り口の正面ですけど。ただ、入り口のところの駐車場、余りにもぜいたくなとり方をしています。もうちょっと線引きを考えれば、今、10台しか置けませんけど、20台は優に置けます、線引きを変えれば。あそこのところのインターロッキング、れんがが上へ上がっています。なぜ上がっているかといったら、あそこに意味のない木が植えられているんです。意味のない木が成長して根っこがれんがを押し上げているんです。だから、それをたまたま、私も年がたって、足が上がりなくなったのか、けつまずいたので発見したんですけど、筋状に3センチメートルから5センチメートル上がっています。どうよこれって思いました。本当にもうちょっと誇れる設備にしてほしい。誇れるに値する条件は整っていますので、そういうことで、もし必要とあれば、もうちょっと使用料なり、照明料金も値上げしてもいいのではないかなと思います。余り値上げすることは好みませんが、受益者負担の原則で、もう少し上げてもいいのではないかなと思います。ちょっとそういうことで、つくられてから20年たって、今まで余りこれといった改修もされないけれど、物すごくコートは、先ほども言ったように、管理人さん等々の管理のせいもあって、いい状態で保たれています。

その他の面のところをもうちょっとてこ入れしてあげてほしいなと思います。金網は至るところ、下はもうはずれています。20年たっているから当たり前やと思います。そういうことで、最後に町長。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、危険ため池のことですけれども、矢熊池については、古い歴史の中で、1回、決壊しています。そのときは、辻岡議員さん、地元でよくわかるんやけど、大顔神社の階段の上まで水が一気に来て、多分、今、切れたら、辻岡さんところの家がもろになくなると思います。

3年前にも実は台風のとき。

○議長（佐々木裕哲）

町長、もう1番目の質問は答弁、結構です。もう終わっていますので。

○町長（中山正隆）

そういうことで、これは早急に危険な5カ所については詳細調査に入りたいと思います。

それから、テニス公園、いろいろ御指摘をいただきまして、本当にありがとうございます。多分、今、聞いて、電気が切れていると言いにいったら、お金がないさけと町が言ったというんやけど、そんなこと多分言うてないと思う。もし、そういうことがあれば、それはもういかんことであるので、電気ぐらいきちっと整備してください。

それと、便所、今、2カ所使われていないということで、まず、それを使えるように、早速やらせていただいて、なおかつ、それでも対応できないようであれば、また考えていきたいなと思います。

それと、AEDについては各施設に全部置いているもんとばかり思っていました。早速、テニスコートにもAEDは設置していきたいなと思っています。

それから、電気のLED化、これはおっしゃるとおり、今、全力を挙げて、町内の街灯も去年以上に予算も当初予算をつけて、できるだけ早く進めていくつもりであります。もちろん公共施設についてもこれから進めていきたいと思っていますので、御理解願いたいと思います。

明恵峡温泉、去年、やりました。1,000万円ほどかかりましたけれども、1年間で約100万円ぐらい、電気が節約できるということで、十分やっていく価値があると思うんやけど、一遍にというわけにいきませんので、できるだけスピードアップして、これから進めていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

3番、辻岡俊明君。

○ 3 番（辻岡俊明）

多岐にわたって物すごく聞き心地のいい答弁をいただきまして、あとは実行を期待しております。これにて私の一般質問を終了します。

どうもありがとうございました。

○議長（佐々木裕哲）

以上で辻岡俊明君の一般質問を終わります。

……………通告順 3 番 2 番（小林英世）……………

○議長（佐々木裕哲）

続いて、2 番、小林英世君の一般質問を許可します。

小林英世君の質問は一問一答形式です。

2 番、小林英世君。

○ 2 番（小林英世）

ただいま、議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。質問項目は、2 つです。

1 項目めは、1 1 月 1 0 日に経産省のエネルギー庁から認定された次世代エネルギーパーク計画に関してです。

全国で 6 4 番目、和歌山では 2 番目に認定されたと聞きました。有田川という再エネのまち、有田川というエコのまちというキャッチコピーで再生エネルギーの活用と環境保全の推進をアピールしています。

町民、事業者、行政が一体となった再エネの導入及び導入による低炭素社会づくりを推進している現状があり、それをさらに推し進めるということであります。

また、町民はもとより多くの人々が省エネを身近に体験、体感する機会をふやし、より一層の導入促進や啓蒙、啓発を図るとともに、再エネ先進都市を目指す町を広く P R していくということを書いておりました。

そこで、4 つ質問させていただきます。

先ほどから同僚議員の質問が何点かありまして、重なるところもあるんですけども、よろしくをお願いします。

まず 1 点目は、この事業ですけども、今後どのような取り組みを計画しているのかということです。今まで風車があったり、小水力の発電があったり、太陽光パネルの事業者を募ったり、あるいは補助金を出したり、いろんなことをやってきてます。

あるいは、ごみの分別とか、そういうことも今まで随分力を入れてやっております。

この認定されたということで、さらに進めていくということですけども、今後どのような取り組みをするか、どういう計画を立てるかというのを具体的にお答えください。

2 つ目です。この計画の中に落ちているものがあります。私が落ちていると感じたんですけども、それは、バイオマスであります。バイオマスの位置づけはどのよう

になっているのか。特に、今有田川町は、70%が森林だというふうになっていると思うんですが、その中で、木質バイオマスがこのエネルギーパーク計画の中にどのように位置づけていくのかということをお聞きします。

3点目は、計画書の中には、観光や学習の資源として活用するということがあったんですけども、これは実際にどのように具体化するのか、その点をお聞きしたいと思います。

4点目です。これを認定を機に、これ先ほど少し答弁をいただいたんですけども、防犯灯のLED化です。これをさらに促進していただきたいと思います。

次に、2項目めであります。2項目めは、ふるさと納税に関してでございます。

ふるさと納税の税収をふやすために、多くの自治体で返品に工夫をし、まるで獲得競争のようになっているのが現状だと思います。その後の取り組みというのも当然必要なことだと考えますが、今回、私の質問は、ふるさとを応援するための寄附という当初の目的を踏まえて、お尋ねしたいと思います。

初めに、ふるさと納税をふやすためにどのような取り組みを計画しているか。現状をお聞きしたいと思います。特に返品の工夫ということ以外にあればお答えしてください。

次に、納税していただいた寄附金の活用について、2つお尋ねします。

1つ目は、現在、長計から取り出した6つのテーマとそれから町長お任せコースという7つのコースから納税者が使い道を選定するということになっているんですが、例えば、給付型と無利子貸与型の奨学制度、こういうものがこのふるさと納税を活用して創設できないかというのが1点目であります。対象は、本町当然出身の高卒の生徒が大学へ行ったり、短大へ行ったり、専門学校へ進学する、そういうようなときにもし有田川町に卒業して戻ってくるならば給付型、返却が要らないということですね。それから、戻らない場合は無利子で貸与型というふうな形で奨学制度ができればどうかというふうに考えます。

現在、結構奨学制度というのはあるんですけども、ほとんどが有利子でひどい場合だと数百万円の借金を抱えて、子どもがなかなか返済できないというような形をよく聞きます。それで、国も慌てて政策の中で、新しい貸与型の奨学金も創設しようとしています。漏れ聞こえるところでは、多くて数万人、2万人というような話もあるんですけども、できるだけ手厚い奨学制度をつくろうとすれば、国だけではなくて、我々自治体もそういうふうなことに力を入れていけばと思って、当局の考え方をお聞きしたいと思います。

もう一つは、オーストラリア研修の財源でありますけども、この財源にもふるさと納税の寄附金を使えないのかということでもあります。

オーストラリア研修につきましては、内容等でいろんな論議もされておりますけども、費用面で納税の活用をできないかというのが、私の質問でございます。

以上、1 回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、小林議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、次世代エネルギーパークについて、今後の取り組みはとの御質問でございますけれども、実はこの次世代エネルギーパーク計画については、新聞でも報道されましたけれども、先週の金曜日、9 日に吉備庁舎にて近畿経済産業局資源エネルギー環境部長より認定証を受けたところであります。

議員おっしゃるとおり、これで全国で64件目、和歌山県では御坊に次いで2件目です。しかも、平成28年度中、全国でこの認定を受けたのは、この有田川町1カ所であります。それぐらい非常に重要な認定だなという感じをしております。

これは、どういうことで出したのかというと、これは旧吉備町時代には、近畿で多分初めてだったと思います。小さな風車であったんですけれども、風力発電所の建設もさせていただきましたし、それから、風力、太陽光発電事業者の誘致、これもどんどんと行ってまして、先日も実は上六川とハンファグループさんとの中で、太陽光の調印式を行いました。

それから、小中学校などの公共施設に積極的に太陽光発電の設置を進めてきたことや、また、太陽光の発電施設や、県内では有田川町だけの太陽温水器のこの補助金も導入をいたしております。

そういったことで、自然エネルギーの普及に向けた行政と民間の方々とを含めた取り組みが、経産省のほうで高く評価をいただいたのかなと思います。

それから、今年2月からは、先ほども出ましたけれども、町営による二川の小水力発電所の運転を開始し、順調に運転を、これ本当に順調に運転を行ってます。この発電所は、環境に優しいだけではなく、町の財源にも大きな恵みを与えていております。

この発電で得られた収益を基金として積み立て、今までの取り組みを一層広げながら、新たに教育の分野にもふんだんに活用していき、まちの未来を担う子どもたちの環境意識を高めるとともに、魅力ある町の施策の一つとしてアピールし、若年世代の定住促進を図っていきたいと考えております。

次に、木質バイオマスの位置づけでありますけれども、森林資源由来の木質バイオマスは、戦後間もなく当たり前のように燃料利用されていましたが、やがて石油や化石燃料に取ってかわられてしまいました。

近年では、カーボンニュートラルな燃料として、木質バイオマスが改めて注目を浴びるようになってきております。特に、戦後植林した森林資源が成熟し、蓄積も大幅に増加していること、化石燃料の価格の上昇と木質バイオマスの利用の可能性は、大

幅に広がっているのが現状であります。

再エネ先進都市を目指す有田川町といたしましては、今後各施設の更新に当たり、木質バイオマスの利用も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

続いて、観光や学習の資源についてできないかとの御質問でありますけれども、まず観光面では、有田川町には年間約80万人の観光客が訪れてきてくれています。省エネ施設をめぐる視察や見学に加え、既存のお店や観光施設を結びつけた周遊ルートの構築ができないものか、検討してまいりたいと思います。また、有田川町だけではどうしても、一泊するぐらい余裕がないので、できたら1市3町で、広域でこの観光ルートも考えられないかということをこれからも検討していかなければならないと思っています。

それから、学習面では、平成18年度からわたしたちのまち有田川町という地域学習の副読本を作成をしております。今回も、また3年生用に新しく副読本をつくりました。この中にも小水力の発電等とも記載をさせていただいております。内容につきましては、町の様子、歴史や取り組みなどを記載しています。その一部に、ごみの分別やプラスチック収集所、風力発電、太陽光発電、小水力発電など、ごみのリサイクルや地球に優しいエネルギーについて、町の取り組みなども紹介をさせていただいております。

また、これらの町内の施設については、今回、次世代エネルギーパークに認定されましたので、より一層の環境学習活動に取り組んでまいりたいと思います。

次に、防犯灯のLED化を加速させてはどうかということであります。

現在、防犯灯のLED化やっておりますけれども、ちょっとこのままでは何年もかかるん違うかと、来年度からこの予算倍額にしました。それで、町内の防犯灯全て平成34年に完了するように、LED化に全部平成34年までに完了するようにこれからも予算をつけていきたいなと思います。

本年度は、地区からの要望に基づいて、243基分、平成28年度行ったんですけれども、来年度につきましては、約この倍、480基、490基分ぐらいの予算を計上させていただきたいと思っています。

それから、2つ目のふるさと納税についての御質問でありますけれども、ふるさと納税は、出身地など応援したい自治体に自身が負担する税金の一部を実質的に寄附できる制度であります。ふるさと納税は、町における歳入確保に非常に有効ですし、町を活性化する上で、重要な制度であると考えております。

また、ふるさと納税制度を活用し、今までなかなか知ってもらえなかった特産品や観光資源など、全国の方々に知っていただき、どんどん魅力を伝え、地域の活性化を図るツールになっていると考えております。

現在、有田川町では、インターネットのふるさと納税サイトの2カ所を利用して、受付など行っています。その1つの楽天のふるさと納税サイトは、この12月5日に

利用を開始いたしました。もう既に結構な申し込みが来ているようであります。

今後もホームページなどのインターネットでPRをするとともに、同時にインターネットで申し込みができる納税サイトをPRすることも検討しています。今も商工観光課と連携して、特産販売等のイベント時にパンフレットを配布するなど行っていますが、今後も引き続き行っていきたいと思っています。

また、先進的な取り組みをしている自治体を参考にしながら、ふるさと納税をふやす取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、応援寄附金の利用についてでございますが、ふるさと応援寄附金を積み立てたふるさと応援基金は、平成27年度末で2億3,797万7,500円あります。9月議会でも答弁させていただきましたけれども、平成28年度当初予算で14事業に対して、約1億1,000万円を取り崩す予定としています。

また、10月にふるさと応援基金活用推進要綱を策定し、各課から活用事業の提案を募集して、平成29年度から新たに行う事業に対して活用していく予定であります。

それから、無利子貸与及び給付型奨学金を創設できないかとの御質問でございますけれども、文部科学省では、高等教育への進学にかかる費用については、相当の額が必要とされるため、低所得者世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くのしかかっていることや、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的自由により進学を断念せざるを得ない者が存在する状況になっていることなどにより、給付型奨学金制度創設に向けた検討チームを設置し、議論を今始めているところであります。

議員御指摘の応援寄附金を利用した無利子貸与及び給付型奨学金の創設についてでありますけれども、創設に当たり、基準の設定、審査、償還など事務事業が多岐にわたり、膨大にわたることや、応援寄附金が将来的に経常的に安定した収入であるかどうかなど、総合的に判断して、町独自で創設することは難しいと考えております。

次に、オーストラリアの研修の財源の一部として使えないかとの御質問でありますけれども、オーストラリア研修の中学生国際交流事業の財源としては、平成27年度までは合併時に県からの補助金を積み立てていた地域振興基金を財源として行い、平成28年度は合併特例債を借りて積み立てている合併地域振興基金を財源として行っていますので、今後も合併地域振興基金を活用していきたいと考えています。

また、今後ふるさとの応援寄附金を財源とする事業については、各事業の実績を町広報紙、ホームページなどに掲載して、町民へPRし、ふるさと納税についての御理解を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

御答弁ありがとうございました。

そうしたら、少し2回目の質問をさせていただきます。

この次世代エネルギーパークということで、認定されたわけですけども、もっと大きい賞というか、新エネルギー大賞とかというのがあると思うんですが、それはもうすぐまた結果が出ると思うんです。町長さんがあちこちで挨拶されるときに、もうすぐひょっとしたら大きい賞がというような話も聞いたので、ネットで調べたんですけども、この次世代エネルギーパークにしても、新エネルギー大賞にしても、省エネとか新エネとか、そういうふうな部分を実施するプラスそれを教育とか観光とかに生かしていくという、総合的なメニューの中で、これが実施されていってる、認められていってるというか、そういうふうなところが多いと思うんです。

そういう意味で言うと、和歌山県で御坊さんなんかがやっているわけですけども、認められたわけですけども、有田川町として、これからさらにどんな取り組みをしていくかというのは、しっかりしたビジョンを持っていかないとだめだと思います。

教育については、物すごく具体化しているというか、はっきりわかるんですけども、もう少し、今まで小水力やったけども、もうこれ以上小水力でなかなか場所探していると思うんですけども、そんな急にはないと思うんです。太陽光発電、今までどおり補助金出してやっていくし、業者も募ってと言うけども、例えば、前回の議会のときに、同僚議員が言われていたんですけども、池に対してパネルを並べるとか、というふうなことは話は進んでいるんでしょうか。どなたに聞いていいかわからないんですけども。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先日次世代エネルギーパークの認定を受けたんですけど、もう一つさっきおっしゃられてた新エネルギー大賞というのは、これは経産省の制度ですけど、これを今最後までまだ残ってます。多分、これはもう去年はどんな人が受けたんよって言ったら、去年はトヨタ自動車が省エネの自動車、ハイブリット等々で受けたそうです。ことしもまた神戸製鋼であったり、三洋電機であったり、東芝さんであったり、そういった大企業が、今残っているそうです。その新エネルギー大賞に。そのうちの 하나가、うちのまちが、うちのまちの提案もまだ今残っています。恐らく多分大賞いただけるんは無理かなという感じがありますけれども、その中へ町として1個残っているということでもあります。

それで、これから小水力、あるいはバイオマス、あるいは太陽光発電、これをどんどん進めていきたいと思っています。実は、有田川にも昔ダムできるまでにいっぱい発電所があって、今でも松原で、第3の発電所の跡というのが残っています。それで、これは、川口からあそこまで隧道抜いてます。それで、ここの1カ所、今大きなとこ

なので、調査に入っています。この隧道が使えるかどうか、それはもう町違うんだけど企業さんが、今調査に入って、ここでやりたいというような、なんもありますし。

それから、これからもできるだけ廃校、そういった公共施設でも太陽光を据えていきたいなという考えを持っています。

それから、池の太陽光発電、今のところあまり来てないかな、あんまり、また一旦来たんやけど、今のところ来てません。これはなかなか町がやると言ってもこの水利権、水利耕作者の権利があるんで、なかなか町単独でやるのが難しいんで、できたら、町はそういうことがあれば、できるだけ応援はしていきたいと思っていますけれども、そういう方向で進んでいきたいなと思っています。

その中の一つ、今後ちょっと今の次世代エネルギー計画には入れてなかったんですけど、もちろんこれからバイオマス等々もまた入れて、しっかりと対応をしていきたいと思っています。

それで、これをもらった背景には、もう昔からいろいろこのエネルギーだけと違って、うちのまちはもうほんまに資源ごみの分別であったり、そういうことを物すごく町民が一生懸命やってくれたのを加味してくれての認定だと思っていますんで、本当に町民の皆さん方にも心から感謝をしたいなという思いでいっぱいです。

○議長（佐々木裕哲）

2 番、小林英世君。

○2 番（小林英世）

そうしたら、木質バイオマスについて、質問させていただきます。

私議員になって3年目です。木質バイオマスをすごくうちの町に必要ではないかというふうに思って、政務調査は、真庭へ2回、それから上野村、群馬県上野村ですけれども1回行きました。

内容は、間伐材とか端材です。そういうものを使って発電したりとか、それから、発熱、お湯を沸かすやつです。そういうふうなことで使っています。それで、例えば、真庭ですけれども、最近の報告では、あそこは1万キロワット、2万2,000戸分くらい、うちの町全部まだ余るぐらいの発電をやってるんですけども、建設費用が42億円ぐらいだったと思うんです。それで、22億円ぐらいが補助金みたいなものを入れてやってるんですけども、現在、年に8億円ぐらいの利益が出ているというふうに聞いております。

それで、木は、買い上げるわけですけども、1トン5,000円で今買い上げているみたいです。その1トン5,000円ぐらいで買い上げて、真庭市に落ちる金は7億5,000万円ぐらい、つまり木を切って、ほんま捨ててるような木を燃やすだけで、真庭市は7億5,000万円ぐらい金が落ちてるという話です。

あそこは、チップでやるんですけども、乾かしてチップです。乾かしてチップですというのは、やっぱり全部燃やすところへ行くまでには、1トン5,000円ぐ

らいかかるわけです。かかるわけやけども、それにかかる仕事する人の採用、雇用で
すね、そういうもんがあつて、トータルでは23億円ぐらいの売り上げがあつて、1
5億円ぐらいは必要経費で落ちてるんやというふうな形。あそこは、市がやってるん
じゃなくて、そういうふうな第3セクじゃないですけども、企業体ができてというふ
うな形でやっているって聞いてます。

これは、すごく成功した例です。うまくいかないところは、全国にたくさんありま
す。5,000キロワット以上の大きな発電所をつくっているところは、木を出して
これない。やりだしたけども、稼働率が100%近くまでいかない。だから、予定し
ていた金額ではとても回らないというふうなところが多いそうです。

私は、思うのは、うちだと200とか300とかキロワットぐらいの小さなものを
つくって、それで、実際に木を出しながら、どういうふうな形がいいのかというのを
みんなやって一番最後に間違いないなというのを待つよりは、そろそろ走りながら考
えたほうがいいんじゃないかと思って、こういうふうなことを言わせてもろてます。

やっぱり山に間伐するために、補助金を出してます。その補助金出した木は、放置
間伐でずっと山に残っていくと、もったいない話ですし、木を持ってきても材として
使える分は少ないわけですし、その端材がもしお金になるんだったら、それはそれで
放置間伐が減るかもわからない。そういうふうな意味で、もう少し検討していただき
たいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

木質バイオマス、これから本当に真剣になって取り組んでいかなければならない事
業だと思っています。ただ、発電については、恐らくいかにして材料がそろつかとい
うことが、多分大きな問題で、大きな発電所はできないんだと思います。

それで、しかし森林組合の理事長さんも来てますけれども、将来的にはやっぱりも
う材木も植えて70年ぐらいたった山でも、なかなか大きくならないんで、放ったらか
しとてるところがあると思います。それで、山の上の間伐材を持って来いって言ったつ
て、これも採算的には合わないと思います。それで、今後、やっぱりもうこれから皆
伐も、全部切るやつも含めてやっていかんと、なかなか間伐材だけでは大きな発電所
にはできないと思います。

それで、できたらこれから皆伐も進めて、そういったもの、今度は建築材やなしに
そういったエネルギー資源として山を活用していけないかなという方向へ、もうシフ
トを切らんとなかなかバイオマス発電というのは難しいんかなと考えてます。ただ、
1カ所、去年京都の電気屋さんが明恵の公園のこの第3駐車場でやりたいという意
向で来てくれたんですけども、どうやら撤退したようです。

そのかわり、また新しい業者さんが、今来てくれて、さっき言った林業活性化協議

会とどのくらい供給できるんかという打ち合わせも行っているようであります。それで、こういった方々が、もし来てくれるのであれば、町もできるだけの応援もしていきたいなと思っています。

いずれにしても、これから山の資源というのは、本当にたくさんありますんで、できるだけそういう方向に使っていけないかということ、これから考えていきたいなというように思っております。

○議長（佐々木裕哲）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

今、バイオマスの発電のほう話しさせていただいたんですけども、熱源として使っているところもたくさんあります。その熱源の利用は、例えば温泉のボイラーみたいなところに熱源として使う。

この場合は、チップ、ペレットは人が要らないというか、かなり使い勝手がいいわけですけども、薪なんかでも使っているところもあります。また、発電と発熱、温水と同時に利用しているところもあります。こういうところでは、温水を回して暖房して、それで、その熱をうまく利用して、例えばキノコの栽培、シイタケの栽培なんかを大々的にやってるというようなところもあります。

そういうような形で、1つの燃やすというだけじゃなくて、そのエネルギーをどのように付加価値をつけていくかという方法もいろいろとあると思うんですけども、先ほどの町長の答弁では、非常に前向きに検討していただいているというふうに感じましたので、よろしくお願いします。これについては、もう答弁は不要です。

それから、3つ目ですけども、観光や学習の資源として、このエネルギーパーク計画には利用するんだというふうにあります。これは、提出された計画書の中に、一番最後に残っているんですけども、ありだが次世代エネルギーパークといって、それぞれの施設が町の地図の中に落とされてます。

お勧め見学コースとかいうて書かれてます。よく見ますと、ほとんどが実際のそれぞれに施設の管理者に連絡をとってくださいで終わってるんです。これをこれからどんなに、もうちょっと現実的なもんにしていくんかというのが、非常に聞きたいところでして、それについてお答えいただけますか。

○議長（佐々木裕哲）

誰に聞きますか。

○2番（小林英世）

観光だったら立石部長ですかね。

○議長（佐々木裕哲）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

観光は、私とこの部になるんですけれども、その計画といたしまして、私とここで計画は立てておりません。観光面で言いますと、やっぱりそういう施設を結びつけながら、また今ある既存の観光施設、それから商店街等々を結びつけながら、大きな意味で大きな周遊ルートも作成し、やっていけたらいいと思うんですけれども、ちょっと私から、その答えは答えづらいと思いますので、申しわけございません。

○議長（佐々木裕哲）

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

この計画を策定いたしましたのは、建設環境部の環境衛生課でございます。

ただ、この今の認定されたものというのは、今の施設をこういうのあります、こういうのありますということで、その全体を認定していただいたということで、今時点はそうでございます。

ただ、今後これを例えば、木質バイオマスふやしていくと、そういうようなことであれば、またそれを追加していくというような形になっていくと思います。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

せっかく次世代エネルギーパークということで認定されたわけですから、小水力1個できても、町外から例えば議員さんが視察に来たりとかするわけですよ。だから、もうエネルギーパークを前面に出して、こことこことこことっていうモデルコースをつくって、何か説明するところは、どこか土産もんが置いているようなところで説明して、食べるそこはここですと、もし宿泊されるんやったらここですというようなことを、やっぱり積極的にやっていくというのがここは大事やと思うんです。

視察研修なんか行くと、資料だけでお金とられたりとか、やっぱりここに泊まってくださいと指定されたりとか、観光協会がそれを全部やってるんやとか、そういうところありますから、そういうのも参考にさせていただきたいと思います。もうこれは答弁不要です。そういうふうに思います。

あと、学習資源ということで、先ほど町長さんから答弁いただいたんですけども、これはまだこれからいろいろ検討していかなあかんことやと思いますので、この場では質問はやめておきます。

それから、4点目のLEDの話ですけども、LED、前は5年計画で、前回聞いたとき、この3月に聞いたところですけど、5年計画で半分くらい、50%と言ったんですけど、随分加速していただけてありがたいと思います。できるだけかえてもらう。かえたらやっぱり安なると思いますし、エネルギーの節約にもなりますから、大いにこのエネルギーパーク計画にもPRになると思います。

それで、2項目めにいきたいと。

○議長（佐々木裕哲）

これで、ちょっともう暫時休憩させていただきます。

2項目のふるさと納税については、また午後1時から開会しますんで。

○2番（小林英世）

わかりました。

○議長（佐々木裕哲）

しばらく休憩いたします。午後1時から再開させていただきます。

~~~~~

休憩 12時05分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（佐々木裕哲）

再開します。

2番、小林英世君の一般質問を続けます。

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

そしたら、昼を挟みまして質問を続けさせていただきます。

ふるさと納税に関してです。町長御答弁のとおり、返品の品ぞろえとか、あるいはホームページでアクセスしやすくするということで、ふるさと納税は膨らんでいくと思います。そのことが、例えば町のPRになる、あるいは経済効果として作用していく、そのとおりです。

私は今回質問をさせていただいたのは、それとは少し観点を変えて、ふるさとを実際に応援するということで、有田川町で育って外で働かれる、そういう方々にもっとふるさとに納税をしていただきたいと、こういう制度があるんだからということなんです。

この制度は、例えば私が1万円どこかで働いてたとして、私が1万円ここに、有田川町に納税したとしたら8,000円まあ言うたら入ってくるわけですね、有田川町には。

返品をもらえば、私はその分、全然損になっていくわけですけど、返品をもらえば2,000円だけ基本的には納税したときに2,000円は手数料みたいな形で自分は自己負担せんとあかんのですけども、何かをもらおうとそれは相殺されるという形でできている仕組みだと思います。

今だと、その返品の競争で例えば1万円してもうたら5,000円返品しようかと、するならば私は結局3,000円得するという形になって加熱しているもんやと思うんですけども、そうではなくて、有田川町でいろんなことでお世話になったと。同じ

ふるさと納税するんだったら有田川町にしたい、自分が出身の有田川町にしたい、そういう人をふやすにはどうしたらいいかという話で今度質問させてもらたわけです。

その中で、私が思うのは例えば同級会とか同窓会で集まったときに、こういうシステムがあるんだということを何かチラシでも配るとか、もっとふるさとに納税してくださいと、そういうふうなことができないかというようなことを考えたわけです。

そもそも、この日本の高度成長をずっと支えてきたのは、やっぱり都市に労働者を集中させて日本経済を引っ張っていったという面があると思います。そうすれば、当然、地方は疲弊していくのは当たり前です。若い子がどんどん、どんどん都会へ流れていくという構造の中で日本は経済成長をしてきたわけです。

そこから先どうするんだと、ふるさとの活性化をどうするんだというときに、補助金とかいろいろ入れていくわけですが、これも税を公平に分配するということで意味があると。でも、自主財源というか自由に使える財源がどんどん、どんどん減って行って財政が硬直化しているというのも実態やと思います。

だから、税をもうちょっとうまく分配するためには、都会に行って都会に税金を納めている子が2割でも、自分の持っている中の2割りでもふるさとへ納税するというのは非常に使い道、使い方によっては意味のある制度だと思いますし、その趣旨をできるだけ体现できるようにするにはどうしたらいいかということで提案させてもらたわけです。

それで、先ほど言いましたけども、応援寄附金を利用して奨学金をつくったらどうかという件ですけども、実際にやっているところって結構あるんですよ。和歌山県でも、貸与型もやってますし、それから無利子あるいは給付型というところもあります。田辺とか串本とかそれぞれやってます。

先ほど、基準が難しい、誰に、助成選ぶときに基準が難しいというふうに聞かせていただいたんですけども、実際にやっているところがあるという中で基準が難しいって言われると、ちょっとその中身、やっているところもあるんですけども思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、ふるさと納税の話なんですけれども、おっしゃるとおり、このふるさと納税は自分のふるさとへ、育ったふるさとへ恩返しのために納税をするという、これが原点で始まったわけなんですけれども、今はそこどこやのうて、いろいろこれも過熱やってきて、最終的には別荘地まで提供するんやというような、地方自治体が出てきて、これは総務省のほうから待ったがかかりました、あんまり華美になるようなことは認めやんということで待ったがかかったんですけども、なかなかうちから出た人で、これやってもらおうと思ってもなかなかそんなに金額多くならないと思います。それ

で、今のままでずっとやって、いろんなやりやすい方法も模索しながらふやしていく方法をとってます。

それで、なかなか都会へ出た人に個人的に通知できるかいうたら、これ今その個人情報という非常に厄介な法律ができて、なかなか住所とか個人の住所調べることがもう今の段階ではちょっと不可能です。

僕は今でも、いろんな団体からお声がかかります。例えば、清水出身の人で安諦会とか、城山会、大きな二つの団体が今でも和歌山市内で活動してます。そういった団体に忘年会来いとか、新年会来いとよく呼ばれますので、そういった団体へ行ったときは必ず、こういう制度があるのでうちへもちょっと産物買うつもりで納税してくださいよということは、そういう宣伝は今までもやってきております。今後も続けていきたいなという感じであります。

それで、このふるさと納税については、もちろん財源としてもありがたいんですけども、地方の産物を全国に宣伝できるという点では非常にいいのかなと考えて、これからもどんどんとふやせる方法を考えていきたいと思っています。

ただ、ここへ来て初めのうちはよかったんやけども、全ての自治体がネットを使い出したので、なかなか今までみたいにふえないと思いますけれども、非常にいい産物もあるので、それをしっかりと宣伝を兼ねてやっていただけるように今後も努力をしていきたいと思っています。

それから、奨学金の問題でありますけれども、また1回やっているところがあるというのであれば、別にこれふるさと納税にこだわらず検討して、若い子どもたちのためですので、これは検討させていただきたい。

○議長（佐々木裕哲）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

ありがとうございます。

もう少しこの話を続けさせていただきたいんですけども、今例えば安諦会とか、城山会とかで話をさせてもうてるということですけども、今大人の人にそうやってアプローチするのは当然のことなんですけども、これから社会に出ていこうとする子どもたち、子どもたちにも税のことというのは勉強する機会というのはたくさんあると思うんです、小学校でも中学校でも税を学ぶ機会というのはたくさんあると思いますけども、教育長にお聞きします。どのくらい、税のことを小中でやってますか。

○議長（佐々木裕哲）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

細かいことはちょっとわからないんですけども、小学校、中学校、税の作文やらなんやらでいろんな税のことについて、いろんな広範囲で教えていることは確かでございます。

います。

○議長（佐々木裕哲）

2 番、小林英世君。

○2 番（小林英世）

ありがとうございます。

いろんな機会ありますよね、作文書くというたら税のいろんな仕組みとかというのはある程度勉強してから作文書くわけです。じゃあ、このふるさと納税の仕組みについて、例えば中学校なんかでは取り上げて勉強するのでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

ふるさと納税の制度の紹介等については、きっちりやっているとかということ、今手元の資料でございませぬ。また、後ほど答えたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

2 番、小林英世君。

○2 番（小林英世）

町長、あとで感想をお聞きしたいんですけども、今言われるように、小学校でも中学校でも、特に中学校あたりで税という仕組みを全体でやる。僕さっき言わせてもらったですけども、やっぱり都会に集まっている税、あるいは経済的に豊かな部分を地方に分配する方法としてこういう方法があるんだということを、ぜひ中学校でも教えていただきたいと思います。

その中で、例えばオーストラリアの研修旅行みたいなところへ行くときに、これは皆さんの税金で行ってますよということで、有田川町しっかり支えてますよ、感謝の気持ちがあったら、ふるさと納税みたいな形で感謝の気持ちをあらわすことができますよというようなことを教えていただいたりとか、あるいは奨学金でそういうふうな形で、できるだけもらった人は感謝の気持ちでというようなところで、何か納税をふやしていくきっかけにできないかと私は思うんですけども、どうでしょうか、町長。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

小・中学校の生徒については、税の仕組みというのは多分、作文を、税の作文の募集をやったり、税の絵画の募集をやったり、そういうことをやってますので、恐らくそういうことは教えていると思います。

ただ、このふるさと納税でオーストラリアの研修であったり、それから奨学金であったりというの、それは非常にええことであんのやけど、これはあくまでも一定毎年これが入ってくるとわかるんやったら組めるんやけど、なかなか不確定なところがた

くさんあります。これは、あくまでも寄附金ですので、それで恒久的な制度を組むというのはちょっと無理かなと。

それはそれとして、また考えさせていただくとして、これでやるのはちょっと無理かなという感じは今持ってます。ただ、それやっても途中で、ふるさと納税これ少なかったさけ、今年はやらないよということにならないので、恒久的にやるとすればずっとやっていかなければならないので、ふるさと納税でこれをまかなうというのはちょっと今のところ無理かなという感じを持っています。

○議長（佐々木裕哲）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

先ほど、こういう方法もあるかなということで検討してもらえるというふうに私は把握しています。

奨学金の創設ですけども、私は一応シミュレーションちょっとしてみました。というのは、例えば大学4大進学する生徒に奨学金を15名分出したとします。短大に5名、それから専門学校、1年制の専門学校へ行くのに10名、計30名。もし、そういうふうな奨学金をつくったと。年間36万円、月に3万円という金額でシミュレーションしてみました。

そうすると、1年目にいるのが1,080万円です。2年目にいるのは2,160万円、3年目にいるのは3,240万円、4年目にいるのは4,320万円、そこから先はずっと4,320万円ですと続いていくわけです。これ私の試算ですから。ということでいけば、ふるさと納税の金額がというのも当然あるんですけども、割と持続可能と私は感じたわけです。

だから、そういうことも加味して、できるだけ前向きに今までやっていなかったこと、あるいはこれはできんやろうなと思うようなことも、初めから無理というんじゃないかと検討するというような姿勢で考えていただきたいと思うんですけども、町長いかがですか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

決して無視したわけじゃないんですけども、やるからにはきちっとした制度をつくらんとあかんということで、これからも検討してまいります。

○議長（佐々木裕哲）

2番、小林英世君。

○2番（小林英世）

ありがとうございます。

最後ですけども、エネルギーの問題でも今回のことでもそうなんですけども、やは

り我々いろんな経験があるので、ぱっと考えてこれは無理やなとか、思考をそのところでとめてしまうということが多々あると思います。

先ほど、同僚議員がいろんな質問をする中で、できるだけ若い人の意見を取り入れてというふうな形でお話がありましたけども、前回やったけども、あるいは前回検討してみたけどもだめだったで終わらずに、時代は変わっていきますから、ニーズも変わりますから、もう一度スタートラインに戻って柔軟に対応していくということで、これからいろんなことに当たっていただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（佐々木裕哲）

以上で小林英世君の一般質問を終わります。

……………通告順 4 番 1 4 番（増谷 憲）……………

○議長（佐々木裕哲）

続いて、1 4 番、増谷憲君の一般質問を許可します。

増谷憲君の質問は一問一答形式です。

1 4 番、増谷憲君。

○1 4 番（増谷 憲）

ただいま議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

私は今回 4 つのテーマで通告をさせていただきます。

順次質問させていただきますが、まず、今後大きな問題となってきます介護保険制度についてであります。

現在の介護保険制度に基づく要支援 1、2 の事業について、要支援 1、2 の方は介護保険制度ではどのような事業を提供しているのでしょうか。そして、制度の根拠法はなんのでしょうか。また、事業に責任を持つのは国や県ではないのでしょうか。そして、財源については、どこから出されているのでしょうか。介護保険制度から外れてからは、今後どのような事業になるか、根拠法は、予定している事業主体は。また、窓口や財源はどうなっていくのかお伺いしたいと思います。

次に、平成 3 0 年から実施される新たな介護保険事業計画について伺いますが、まず、給付費の伸びをどう想定されているか。新しく特別養護老人ホームや老健施設など介護事業所の認可申請がきているのか、また、増所の計画はされる予定があるのか、この点まず伺いたいと思います。

そして、再度新しい計画において、要支援 1、2 のサービスはどうなっていくのか、大変心配するわけですが、その点伺いたいと思うんですが、そしてこれに伴う報酬単価はどのように設定されていくのか。また、介護保険料は幾らの想定になるのか。基準額でいいますと、恐らく 5, 7 0 0 円から 6, 0 0 0 円を超えてしまうのではないかと推察します。

次に、介護サービスを受ける場合、利用料負担がかかってきますが、現在 1 0 %、

また一部の方は20%の負担になっておりますが、これも次期計画においては引き上げるのではないかと心配しておりますが、この点、まず御説明をいただけたらと思います。

次に、国保広域化の問題について伺います。

平成30年4月から国民健康保険特別会計事業は県の広域事務組合連合、国保の都道府県化となってしまいます。保険証も和歌山県国保証となります。そして、こういう状態の中で発足していきますが、県には国保特別会計ができます。市町村に入っていた歳入部分のほとんどが県の国保会計に入っていきます。そして、県と市町村の間では事業費納付金と保険給付費等交付金のみとなってしまいます。

まず、来年の2017年度中に国保運営方針を策定するとなっておりますが、この方針は国保税、国保料の算定方法や医療に必要な費用、財政の見通し、保険給付費の適正な実施、費用の適正化の取り組みなどを決めます。

次に、医療給付費の見込み、所得を加味した1年分の事業費納付金を決め市町村に賦課します。そして、国が示す標準的な保険料、国保税の算定方式に基づいて県の標準的な国保料、税を出して市町村ごとの標準国保税率を出します。町はこれを参考にしながら、国保税または料を決めていきます。県は必要な保険給付費を市町村に支払い、保険給付費の点検を行います。賦課総額はこれまでと同じならば、所得割、資産割、被保険者均等割、そして世帯割の合計金額となります。

問題は、収納率が100%でなくても会計全体の中では他の収入があって、赤字になれば繰り上げ充用という形で繰り越しもできました。しかし、今回の改正では納付金計算の前段階で国庫支出金などが引かれてしまっていて、剰余金はありません。それよりも、納付金を100%税や料で集めきることができないのではないかと、足りない状態が続くことも十分可能性としてあります。それでは、足りない分はどうか、法定外繰入をするか、あるいは持っている基金を充てる、新しくできる県財政安定化基金から借りる、納付金より割り増しの負荷総額に対して保険税を計算します。以上のような流れになっていきますが、現在、国保広域化について、この準備はどこまで進んでいるのかお聞きしたいと思います。

次に、標準保険料率の設定はどうなっているのでしょうか。また、国保基金はどのような扱いになるのか、出さなくてもいいのかどうか、その点、御説明をいただきたいと思います。

この質問での最後、国保基金について伺いますが、現在、国保基金が5億円前後になると思いますが、これは県内でも有数の保有額であります。基金を使って、せめて1世帯当たり1万円の引き下げが十分可能だと思いますがいかがでしょうか。

次に、3つ目の問題であります。市町村合併について伺います。

去る10月20日、有田地方議員研修会が開催されました。地元開催地を代表して中山町長は歓迎の挨拶をされました。この挨拶の中で、有田郡市の人口が9,000

人も減って人口減がとまらない、この際、1市3町が一つになりませんか。今から10年後を見据えて合併しませんかと、その協議に入っていないと、そのときに合併しようとなっても間に合わないと言われました。この町長の発言は御自身がそう思っておられて言ったのか、あるいは国などの指示があつての発言なのか真意を伺いたいと思います。

そして、この問題にかかわって、今後の合併についても、平成の大合併のような優遇策、誘導策が前提にあつての思いなのでしょうか。

第3点目として、合併10周年の式典は行われました。このときに、10年の総括を出されるのかなと思っていました。しかし、それはありませんでした。今後、地方交付税の一本算定で5年間の間で地方交付税が減少していくことになっていますが、人口面や若い方の定住の度合い、地域経済の中心である地場産業がどのようになっているか、住民負担の問題、財政的にどうなっているかなど、さまざまな角度から町民がわかるような検証をすべきだと思いますがいかがでしょうか。

最後に第4問目、薪ストーブの普及と助成制度について伺います。

先ほども同僚議員から木質バイオマスの有効性と大事さを質問されましたが、この問題では何といたしましても地球温暖化対策、今世界じゅうで焦眉の課題となっています。世界の気候変動、災害の頻発など、人類にとってよきしない自然災害が、被害が多くなっています。

そこで、温暖化対策を講じながら自然環境を守り、天然資源の利用で実生活を生かす木質バイオマス利用が大きな注目をあびています。当町でも、未利用の森林資源が多くあります。人工林が1万9,326ヘクタールあつて、年間500から600ヘクタールが間伐をされています。

問題は、間伐の実績です。平成24年度で426ヘクタール中、搬出間伐が38ヘクタール、平成26年度では542ヘクタール中、搬出間伐が41ヘクタール、平成28年度では654ヘクタール中、搬出間伐が43ヘクタールですから、およそ90から95%の木材は切り捨て間伐として山へ放置されたままであります。このことが、台風時などに木材が流されて凶器と化します。

そこで、先ほど町長も皆伐というお話もありましたが、その部分の未利用木材だけでみましても有効活用するエネルギーの地産地消をすることでCO₂の発生を抑制させ、木材という地域内資源を循環させ、林家への収入、また森林組合や木材業者への仕事づくりを生み出すことになります。さらに、災害時の活用ができるわけでありす。

そこで、まず身近な課題として、割と身近にありながら遠い存在になっている木材を有効活用するためにも、町民が薪ストーブを設置して活用できる環境整備をしていただきたいと思いますがいかがでしょう。

具体的に、薪ストーブを設置する町民や事業所に設置補助金制度を設けていただき

たい。助成制度を設けている自治体は、大体設置型で5万円から18万円と幅の広い金額を設定しておられます。また、設置型も含めて移動できる薪ストーブもありますので、これは災害に大変有効であります、そういうことも含めて検討していただきたいと思うんであります。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1つ目の介護保険制度についての御質問でありますけれども、まず、介護保険制度の要支援1、2の認定者に提供しているサービスにつきましては、現行制度の予防給付は介護保険法第52条に定められたサービスを行っております。また、介護保険事業の運営、財源の確保は、保険者である町の責務であります。

この中で、平成29年4月から要支援1、2の認定者が利用するサービスのうち、訪問介護と通所介護、この2つが予防給付の枠から外れ、介護保険法第115条の4第1項に規定する地域支援事業の枠内での実施となります。

現行基準のサービスは現行基準のまま移行させてまいりますので、単価等に変更はありません。申請窓口につきましても、現行とは変わりません。また、介護保険事業の運営、財源の確保につきましても、現行と同じく保険者である町の責務であります。

続きまして、介護給付費等の伸びについては、毎年ふえ続けている現状があり、今後も増加していくことが見込まれます。また、新規の施設整備については、今のところ予定はございません。

続きまして、要支援1、2のサービスのうち、訪問介護、通所介護については、平成29年4月より地域支援事業の枠内で実施することとなります。現行のサービスは、現行の基準のまま実施し、事業所の人員基準などの緩和された多様なサービスについては、事業所の参入意向等を確認しながら調整してまいりたいと考えております。報酬単価等につきましては、国の動向を注視してまいります。なお、多様なサービスの報酬単価等につきましては、参入意向のある事業所と十分に協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次期介護保険料につきましては、平成29年度次期介護保険事業計画の策定時において、要介護認定者数や介護給付費等を推計していく中で決定していかなければなりません。過去の実績等を勘案しますと増加懸念もあります。今後、国の制度改正の動向等も注視しながら、保険料を設定しなければならないと考えています。利用者負担につきましては、現行1割または2割となっております。今後、国の動向を注視してまいりたいと思います。

2つ目の国保広域化についてであります。

これは、僕も国保運営協議会というところの理事させてもらってますけど、全く30年には広域化やるということは決まっていますけれども、その次の詳細については、全く今のところ決まってませんので、そのぐらいの答弁しかさせていただけないと思いますので、了解いただきたいと思います。

平成27年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立によりまして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を目指していきたくと思っています。

県の主な役割といたしましては、国保運営方針を策定し、事業の効率化、標準化を推進し、市町村ごとの標準保険料率及び納付金を算定、公表し、給付に必要な費用を全額市町村に対して交付します。町の主な役割といたしましては、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収保険事業を引き続き担います。

現在、平成29年度に新制度に移行すると仮定した場合の標準保険料率等の仮試算を行うため、町から試算に必要なデータを10月に提出しています。国から財政支援額が決定していない状況の中で、あくまで仮算定としまして本年度末までには表示される仮算定結果により、県市町村で協議、検討を行っていく予定となっているのが現状であります。また、平成30年度におきましては、標準保険料率及び納付金の算定に必要な資料を平成29年10月ごろに提出し、当初予算案作成時までに県から標準保険料率及び納付金が示され、町の保険料率を決定していくことになる予定です。

次に、標準保険料率の設定はどうか、標準よりも低く設定するのかどうか、独自の保険料設定になるのかとの御質問でございますけれども、保険料設定に当たり、県は市町村から算定に必要な基礎データを集約し、市町村ごとの医療費水準及び負担能力に応じた負担とする観点から、市町村ごとの所得水準を反映し、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村ごとの標準保険料率及び納付金の提示を行います。町は、県が示す標準保険料率及び納付金を参考に、保険料率を決定していくことになります。

なお、県から標準保険料率及び納付金が示されてくるまで、現状では何とも言えない状況でございますが、県が市町村国保広域化支援方針を策定するに当たり参考とした時点の県下での本町の状況を見る限りでは、県平均から特に乖離しておりませんので、今現在必要としている国保税額とはそれほど変わらない納付金額が示されるのではないかと考えております。また、試算により余剰金が発生する状況であれば、保険料の抑制を図っていきたくと考えております。

次に、国保基金の扱いはどうなるのかとの御質問でございますが、これは今までどおり町で運用、存続となります。

次に、国保税1世帯当たり1万円の引き下げとの御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、まずは県から平成30年度の標準保険料率及び納付金が提示さ

れ、納付金決定により余剰金が発生する状況であれば、保険料の抑制を図っていきたいと考えております。また、基金につきましても、今年度補正後予算におきまして、繰入金を予定しています。今後も被保険者数の減少に加え、高齢化、団塊の世代の影響等による医療費増も予想されますので、現状を維持していきたいと考えております。

それから、最後に3つ目の合併の話の質問でございます。

10年後にやるという話をさせてもらったつもりはありませんし、これは国からも指導も受けたことも何もありません。言っておきますけれども、この合併については、これは全国の町村会、これは合併につながる道州制でありますけれども、合併につながる道州制はあくまでも大反対やということで、ずっと今年度の町村長大会のテーマにもそれも載せてます。そういった意味で、国から指導を受けたとか、僕も10年後に合併するとか、そういうつもりはありませんけれども、ただ、恐らくこれからまだまだ人口が減ってくると思います。

その中で、もう既に国のほうでは自民党も公明党、大阪維新の会、これは道州制に御承知のとおり大賛成であります。やっぱりそういう道州制になった場合、果たしてこのままの自治体で、恐らくそれはそんなに簡単にならないと思いますけれども、その時点が来ればたくさん人口が減ってると思います。

その中で、やっぱり道州制になればこのままでやっていけるのかということを、これ今から議論をしとくんがええんと違いますかという話をさせてもらっただけで、僕自体合併する希望があるとか、10年後に合併すると言った覚えはありません。

それと、先に合併を検証せえよということだと思いますけれども、なかなか今10年たった時点でいろいろの検証というのは、なかなかそんなに簡単にできないと思います。ただ、私は合併してよかったなという思いはしてます。それは、人それぞれの考えで、今でもその広域合併については、早くやらなあかんの違うかという住民の方もたくさんいます、うちの町にも。もちろん、そんな反対の人もいます。

そういうことで、時の流れというか、世の中を見ながら進んでいかんといいていけないという思いで、そういう発言をさせていただきました。決して、無理に合併をさそうと思って言ったつもりはありません。そういう議論をしてたら、どうですかという提案だけさせてもらっただけで、ほかの他意は一切ございません。

薪ストーブ、この間も実は清水の産業まつりである会社が薪ストーブを展示してくれてました。多分3種類ほどあったと思います。非常にええもんやなという思いをしました。特に、うちは間伐材とか、それを使えることができるのでええのかなという思いしてますけれども、聞くところによると、家のはたでしたら、はたの人が洗濯物干せんとか、そういう事例もあるようですので、これはもしそういうことでやるのであれば、多少の補助金を出していったらいいと思ってます。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質問をさせていただきます。

まず、第1問から順次させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、介護保険制度の問題についてであります。私は最初に事業主体、責任をはっきりさせるという意味で質問をさせていただいたわけなんです。町長は責任者が町にあると明言されましたし、再度確認という意味で言わせていただきますけども、介護保険では被保険者には受給権が発生します。町には給付義務が発生します。保険給付の対象となれば基準があつて質を担保しなければならないと、予算が足りなくなつても給付義務がありますので、補正で対応していかなあかんと。しかし、町の事業になりますと、事業内容や基準は町の裁量になってしまうんですね。ここが大きな違いであるということを指摘しておきますが、町はしっかりやっていきたいと、答弁なのでその立場でぜひやっていただきたいということを踏まえて、再度質問します。

介護保険制度から外れたときの事業内容なんです。この介護保険制度から外れると、町の総合事業となりますよね。運営主体は町で財源は予算の範囲内ということなんですけども、現行相当の予算をやっぱり組めるんでしょうかということを確認させていただきたいと思います。担当部長、どうでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

増谷議員の御質問にお答えをいたします。

現在もそうですけれども、介護保険特別会計の中で保険給付の枠の中で現在行われておりますけれども、これが地域支援事業の枠内での実施となります。介護保険特別会計の中で実施していくこととなります。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

それでは、いろんな多様なサービスを使うという答弁もありましたので、NPOとかシルバー人材センターなども予定されているというふうにお聞きしますが、これらの事業所が実際参入する準備になっているのかどうか、この点と、地域包括センターが行うということであるんですが、自立支援が中心だと思うんです。つまり、自立支援が中心ということは、行く行くは介護から卒業して元気になってもらうということであると思うんですが、その点は間違いないですね。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

NPOやシルバー人材センターにつきましては、事業所の準備は現在のところ未定だと思っております。また、利用者の希望や意思を踏まえて、地域包括センターやサービス提供事業所で適切な支援を行っていきたいということでございます。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

自立支援できる人をふやしていくというのは、それはそれでいいんですけども、ただ、高齢者が地域で社会参加できる機会をふやすことが予防になって、高齢者が地域で支援を必要とする高齢者を支えていくことが大事だということだと思うんですけども、しかし、場合によったら高齢化が進む地域では、役員のなり手がなく担い手不足であったり、ヘルパー派遣やデイサービスが命綱となっている方もあるんですよね。

だから、単純に住民ボランティアで肩がわりできない場合も出てくると思うんですが、その点強引なやり方をされないかどうか、確認をしておきたいんですがいかがでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

一人一人の状態に合いましたサービスを提供するということで、強引に推し進めることはございません。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

通所型の集中サービスであるんですよね、それが予定されていると思うんですが、これはどんな事業で、その他のリハビリサービスというものは予定されている内容はどういうものか教えてください。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

通所型の集中サービス、予防サービスにつきましては、短期的に集中的に行う保険の医療の専門職、リハビリ職の方々等が行う機能訓練等のサービスでございます。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

先ほど、自立の人をつくっていくということで、もう一度伺いするんですけども、

これは結局お世話型から自立型への取り組みになるわけですね。強引に進めないということなので、ただ、そういう事業を進める上でも、みんながみんな元気になれるわけではないと思うんですよ。

問題は、こういうことをして認定率を下げるということが本来の目的ではないのかというふうに思っているわけです。これは、認定率を下げると補助金がもらえるかどうかと思うんですけども、自立とか元気にならない人も当然出てくるわけですが、こういう場合、例えば半年で卒業できない事業の中でやってもできなかった人はどうなるのかという心配があるわけですね、この点はいかがですか。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

一人一人に合ったサービスを提供するということで、半年後におきましても、同じく一人一人の状態に合ったサービスを提供していくことになろうかと思います。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、認定率を下げたら国などからの補助金ふやすという話出てます。これは本当ですか、お答えください。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

現行では、認定率が下がっても補助金がふえるということはないと思っております。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

現行相当サービスでございますが、平成29年度は現行相当でいくということで間違いありません、もう一度御答弁ください。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

間違いございません。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

それでは、報酬の問題に移ります。

国の報酬単価基準はどうなっているかということなんですけども、まだ出てないと

いうことであるんですけども、同じような形違うかなということだと思うんですけども、仮に報酬単価下がれば、事業所は同じサービスを提供できないということになるのではないかなと思うんですが、その点はもしそうなればそうですね。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

今の現行基準のサービスにつきましては、現行のまま移行いたしますし、またあわせて緩和した基準によりますサービスなどが今回追加されておりますので、その部分につきましては、事業所等と十分に協議しながら報酬単価等検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

それでは、75歳以上の後期高齢者の伸び率を年間3から4%に抑えるということを言われています。しかし、今の全国平均伸び率は5から6%なんですよね。だから、機械的に言いますと3%抑制するということになります。要支援者の保険給付費は介護給付費全体の3%、介護保険料の抑制効果はわずかなんですけども、逆に要支援者を重症化させないか心配するんですが、そういう意味ではこの伸び率を抑えるという観点から言いますと、上限額を超えることができないと、それよりも低く設定することになってくるので、やっぱり現行相当と同じようにならないのではないかなと思うんですが、その点はそうじゃないんですね、そうですか、どちらですか。29年度に限ってお答えください。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

現時点ではわからないでございます。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

来年度は、先ほど言いました限度額との関係で10%の特例措置ありますよね。総給付費の2%以内となっていますけども、大幅に下回ることになるので、限度額等の関係では十分対応できるんじゃないですか。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

議員さんおっしゃるとおり、29年度には特例措置があるのでおさまると思います。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、上限額を超えた場合の保険料の場合なんですけども、そうなりますと超えた分は介護保険料から出せないとなったら、サービスを抑えるか、上限を超えた分の財源は町が負担すると、このどちらかの選択になると思うんですが、その点は方針としてどのように考えておられますか。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

次期介護保険事業計画が29年度で作成予定となっております。その時点で作成委員さん方とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次の30年度が事業計画にかかわってくるんですけども、やっぱり困るのはサービスを受ける方とサービスを提供する自治体の関係が大変心配するんですよ。そういう意味では、政府に財源保障の要望をぜひ町長はあげていただきたいし、サービスを抑制したり、削減しないよう求めておいていただきたいと思うんですが、その点、町長いかがでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それは、要望はいたします。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ここで気になるのは、1市3町でいろんな事務やってます。介護認定審査会においては1市3町で現にやってます。この例えば要支援1、2の事業をする場合、各市町村ごとにやるとなっていますけども、でもやっぱり各町に伺ったら、近隣町のことが気になるというんですよ。だから、足並みをそろえていくという話になってくると思うんですが、そうなりますと1市3町が協議して要支援1、2の事業計画の中身についていろいろ検討されるんじゃないかと推察するわけですが、その点、部長どんな方向になるんですかね。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

状況によりましたら、調整も必要かと思えますけれども、緩和された基準のサービスにつきましては、事業所の参入等があれば十分事業所と協議する中で設置をしたいと考えております。現在はそうっております。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ここでちょっと気になるのは、有田市の場合、報酬単価が事業所さんの話を聞きますとかなり低い額で設定をされているようだということです。そうなったら、仮に1市3町が協議する場合、安いところに設定されて足並みそろっていくという心配もあるんですけども、その点は安値安定にならないように、ぜひちゃんと協議していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、健康創造サービスの問題なんですけども、29年度、1年に限って現行相当サービスができるというふうにとらえるんですが、平成30年度からは新しく3年間の新しい事業計画をつくって進めていくとなりますから、現行相当サービスの維持というのは、現段階では保障されないと思うんですが、その点どんなふうに考えます。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

今、29年度につきましてはそのとおりでございまして、現行基準どおり実施してございます。基準の緩和のされた多様なサービスにつきましても、並行して実施してまいります。現在のところ、参入業者はございませんけれども、参入される事業所があれば、十分協議を重ねていきたいと考えております。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次にチェックの問題なんですけども、要支援者の申請は基本的に25項目のチェックリストだけで行うかどうか、あるいはどういう場合にするのか、その点についてお答えいただけますか。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

訪問介護と通所介護のみの利用者の基本チェックリストでは、事業対象者としてサービスを利用することになってございまして、それ以外のサービスを利用をする場合は、要支援認定を受けてもらう必要がございます。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

このチェックリストの問題は、受ける側の人が介護や支援が必要かどうかを判断するものではなくて、専門職でない方が総合事業へ誘導し、結果的に介護保険サービスを使わせないということも十分考えられるので、対象者が聞かれると、できるだけチェックリストの関係で言いますと答えてしまい、非該当になりやすいし、だからいろんなことを考えて、全ての相談、利用者希望者には認定申請を先行させて行わせるということを求めていると思います。

次に、平成30年度から実施の介護保険事業計画について新たに伺いますが、再度新しい計画において、特養施設や老健施設の認可申請が来てないと思うんですけども、そうなりますと事業計画はどんなに膨らんでいくのかということで心配するわけなんですけども、要支援1、2のサービスを中心に全体的にサービスの提供はどうなっていくのか。また、抑える点として、1、25年のサービス水準の推計も入れてよいとなっている。2つ目、地域包括ケア計画に在宅施設サービスをどのような方向で充実させていくか。3つ目、ボランティアやNPOなど多様な生活支援サービスを充実強化する。4つ目に医療介護連携の機能、認知症への早期対応。5つ目、高齢者の住まいに関してと書かれています。こういうことで、次の事業計画はやっていくということとでいいんですね。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

まず、施設につきましては、現在のところ申請はございません。

サービスの提供体制につきましては、今回、日常生活圏域のニーズ調査を行います。その結果を踏まえて、サービス量を推計してまいりたいと思います。あと、御指摘をいただきました5項目につきましては、国からその次の次期計画の詳細がまだ示されておらないところでございまして、現時点で項目の確認はできておりません。御理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

現行相当サービス、訪問通所介護サービスA、これは緩和した基準によるサービスで、資格がなくても一定の研修を受ければできる。低い単価で設定されやすい。もう1つ、サービスB、住民主体による支援、有償無償のボランティアによる人員設備の基準がない。サービスCが短期集中予防型のサービスなんですけども、A・B・Cとそれぞれあって、我が町としてはどれを選択していく方向なのかお示しいただきたい

と思います。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

現行相当サービスを移行してまいりたいと考えております。

そして、その他の多様なサービスにつきましては、地域の実情や事業者の意向を十分に踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再度、30年計画の中で計画立てる中で、介護報酬単価は前回のときも下がっているわけですが、今回の計画の中でも下がらないように、ぜひ求めておきたいと思っています。

介護保険料の問題なんですけども、平成30年度以降の3年間の計画は、恐らく六千二、三百円になると思うんですが、その点で設定される、大体そうじゃないですか。

○議長（佐々木裕哲）

福祉保健部長、早田好宏君。

○福祉保健部長（早田好宏）

介護保険料は、次期介護報酬改定やサービスの見込み量に変わってきますために、今のところ基準額の想定は行っておりません。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

介護保険制度、まだこれから国のほうが示していない部分も多くあってわからない点もあるんですけども、やはり住民のことを考えて制度設計をしていていただきたいと思いますが、その点もう一度町長に確認したいと思いますが。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

もちろん、住民のために少しでも安く、少しでも高度な介護の提供をしていきたいなと思います。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

それでは次、国保の広域化の問題に移らせていただきたいと思います。

この国保の広域化の事務的な問題で、標準的な電算システムが国と国保連合会で開

発されているんです。その中に、国保事業費納付金等電算システム、標準システムというのがある、その簡易版が今年の10月ごろに各市町村に配布されていると思うんですけども、それは間違いありません。その点、確認させていただきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

議員おっしゃるとおり、厚生労働省より県に納付金等算定標準システム簡易版が配布されております。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

そうなりますと、この簡易版によって納付金とか標準保険料率の具体的な試算ができるんだと言われているんですよ。だから、やっておられるのかどうかお聞きしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

このシステムは、県のほうで納付金、保険料率定めてまいるためのシステムですので、県のほうではシステムが導入されて試算できるんですけども、町のほうではシステム自体がございません。したがって、算定はできない状況でございます。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

標準保険料の問題なんですけども、標準保険料より低く設定されやすいと思うんですけども、しかしそうならないのではないかと、今の税率よりも高く設定されること、再度ないのかどうかお伺いしたいのと、せめて今よりも低くなるよう税率や均等割、世帯割額になるよう検討を求めていると思うんですがその点どうですか。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

先ほど、町長の答弁にもございましたとおり、県から標準保険料率及び納付金が表示されるまで現状では、何とも言えない状況でございますが、県が市町村国保広域化等支援方針を策定するに当たり、参考としました時点の県下での本町の状況を見る限りでは、県平均から特に乖離しておりませんので、今現在、必要としている国保税額とはそれほど変わらない納付金額が表示されるのではないかと考えております。それで、

試算により余剰金が発生するような状況であれば、保険税の抑制を図っていけるものと考えております。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

保険者努力支援制度ってありますよね。これは、医療費適正化計画に向けた取り組みをした市町村に対して評価して交付金を乗せるということなんですけども、これは医療費適正化計画というのは、医療費を抑えるという働きをもっていると思うんですが、その点、これが進められるとどうなるかということも含めて御答弁いただけますか。

○議長（佐々木裕哲）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

平成30年度から被保険者の健康づくりや医療費適正化等の保険者努力につきまして、国の指標で評価し、都道府県や市町村に対して交付金の交付があります。保険者努力支援制度は、平成28年度から現行の特別調整交付金に加えて、前倒しで反映されることとなっております。既に、評価指標の候補は提示されておりますが、具体的な交付基準につきましては、本年秋ごろの予定でありましたが、いまだ示されていない状況ですけれども、医療費の抑制に対しての特定健診の受診の推進でありましたり、ジェネリック医薬品の使用の促進、その市町村がそれだけ努力しているのかということで、判定されるものと認識しております。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に合併問題に移らせていただきます。

先ほどの町長の答弁では、そうは思っていないということを確認できましたが、道州制の話をちょっと出されますけども、道州制についても、やられたら和歌山県はどこにあるのよとか、関西州になるわけですね。そうなったら、自治体としての基礎的なことが本当につぶされるような形になると思うので、全国の町村会は反対しているわけですね、その点間違いないですね。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

これはもう10年来ずっと反対、この道州制の議論が始まった時分から反対をしております。間違いありません。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

そうならば、町長もちろんその立場ですね。お答えください。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

ずっとその立場で来ております。未だ変わることはありません。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ただ、合併検証している自治体というのは、全国に結構あるんですよ。なぜやるかというたら、次のまちづくりをしっかりとしていかなあかんから合併検証をしてるし、住民にお知らせをして、足りないところをアップしていこうというので合併検証をしてるわけなんですね。

だから、これ合併賛成、反対関係なく、まちづくりをどうしていくかという観点からやっていますので、やっぱり10年たっても皆さんプロの方々ばかりなので、合併検証の数字的なことも含めて、やっぱり出していくべきではないかと思いますがどうですか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それは大事なことだと思いますけれども、なかなかこれ合併の検証というのは、今この時点でどうこうって非常に難しい問題であります。これは合併の検証というのは、後世の人がしてくれたらいいのであって、たださっき言ったように、僕は合併したらよかったと今でも思ってます。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

最後の質問に移らせていただきます。

木材の利用の問題なんですけども、地域資源の有効活用、林業の振興を目指して岩手県の西和賀町が百十何ページにわたる冊子をつくってるんです。ここで、薪利用最適化システム構築として、薪ストーブ利用世界一という取り組みをやってるんです。

全世帯のうちの、町は小さいんですけども、数値目標を掲げています。2,200世帯の町で薪利用世帯割合を50%、1,100世帯以上にしていくという計画をつくって目指します薪ストーブ利用世界一、年度計画もつくって取り組んでいます。

こういう先進地の取り組みを、ぜひやっていただきたいし、導入動機は町民に身近

なものであるということと、再生可能エネルギーであること。立木から薪にするのは比較的少ない立木年度で済むこと。ほかの暖房器具に比べて温かさを感じる。炎の癒し効果、自然に優しい、関心が高まっている森林整備の促進に結びつけられることで、雇用の拡大にも貢献できることをあげています。

初めて薪ストーブを利用する世帯には、１年間薪の無料配布や毎年新規で７０世帯が導入する計画となっておりますが、今お話を聞いてどんなふうに思います。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

その資料等取り寄せて勉強させていただきたいと思います。

○議長（佐々木裕哲）

１４番、増谷憲君。

○１４番（増谷 憲）

先ほど、町長から煙の問題とか、リスクの問題お話ありました。それで、平成２４年３月に２３年度版として地球温暖化対策と大気汚染防止に資するコベネフィット技術等の評価検討業務報告書ってあるんですよ。株式会社森のエネルギー研究所がつくってあって、環境省もかかわっています。

そこで、木質バイオマス等の普及のための環境ガイドラインってつくってるんですよ。細かく指摘されています。これに基づいてやっていけば、十分設置の普及が進んでいくと思いますので、これも含めて参考にさせていただきたいと思うんですが、そちらの部長にも一言。

○議長（佐々木裕哲）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

一言ということで、私、産業振興部といたしましては、森林の施業に十分プラスになる、追い風になると思っておりますので、そういう方向はありがたいなと思っております。

うちの今現状なんですけど、平成２７年度の実績から見てみますと、間伐面積６５７ヘクタールございます。そのうち、６２６ヘクタールがまだ切り捨て間伐ということで、山には約３万１，３００立米あまりの木材が切り捨てられているということで、その材を仮に利用できたとすれば、かなりの世帯数が利用可能やと思っております。

ちょっと標準的な資料で算定させてもらったんですけども、大体気温差とかストーブの種類にもよるんですけども、年平均１世帯で約１台としまして約８立米ぐらいの薪が使われると私の手元の資料ではなっております。

その使用量からいまして、今、山に放置されている木材３万１，３００立米あるといたしまして、約３，９００世帯分の薪がつかれるんじゃないかと思います。十

分、放置されている薪が全て出てくれば、約町内、今現在、11月末で約1万500世帯ほどありますので、そのうちの約37%ぐらいの世帯分の薪が今山に放置されているということで、森林の林業の活性化からみたら、十分そういう方向で進められたらいいと思います。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

先ほど、小林議員からも木質バイオマスの取り組みについて、NBの事業を展開しようという質問であったと思うんですけども、全国的には自然エネルギー自給率百何十%の町とか自慢してやっているところもたくさんありますし、我が町もせっかくマスコミも取り上げられて、今注目を始めて浴びているわけですから、今度はほんまに地元の地域材資源である木材を積極的に使って、要するにそこから本当に見てもらえるような町にするためにも、ぜひ木質を、木材を活用するために、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいし、森林組合、そのためにも全面バックアップするといってますし、木材業者もそう言うておりますので、その点確認させていただいて質問終わりたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

うちの町のやっぱり75%が山林ということであります。いかに林業の活性化がこの町にとっては大事だということは重々承知をしております。今度は、たまたまこういう木質バイオマスというのが盛んに言われてますので、できるだけ、これは薪ストーブについても、なかなか清水地域全部普及してないということが、何かの原因があってそうなってるんだと思います。それで、できるだけ町民の人にもそういう理解を求めながらやっていきたい。

まず、今度の温泉施設の更新にあたっては、ぜひこの木質バイオマスのボイラーを1カ所でもつくっていったらいいのになという考えをもってます。

以上です。

○議長（佐々木裕哲）

以上で増谷憲君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。2時25分から再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 14時15分

再開 14時26分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（佐々木裕哲）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順 5 番 10 番（堀江眞智子）……………

○議長（佐々木裕哲）

10 番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

堀江眞智子君の質問は、一問一答形式です。

10 番、堀江眞智子君。

○10 番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。今日は一つについての質問でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

今国会では、TPP や年金カット法案、国民年金等改定法案、そして IR カジノ法案の陰に隠れ、ほとんどおもてに出てこなかった部落差別固定化法案、部落差別の解消の推進に関する法律案が国会で可決されました。

国と地方自治体での同和対策事業は、32 年間で 16 兆円が費やされ、部落問題はほぼ解決できる段階に至った。このような状況を踏まえ、これまで政府自民党も同和対策事業そのものを終結し、同和から人権への流れを意図的につくってきました。

今回の議員立法としての部落差別固定化法案の提案は、自民党がこれまでつくり上げてきたこれまでの同和問題での流れをみずから無視したものであります。また、前の国会会期末に突如として提出するという民主主義を踏みにじるものであります。

これまでの同和対策事業の法律をつくる過程では、何度も関係団体からの意見聴取を行い、幅広い各界から意見を聞いた上で法案が提出されてきた経緯があります。これは、国会での多数をよりどころにした民主主義を破壊する異常な手法であると言えます。

同和対策事業が終結して 14 年、何度も部落解放基本法制定の動きや差別の法規制を目指す動きがありましたが、これを許さない国民世論が存在し今日まできました。だからこそ、これを恐れ短時間に一気に通してしまおうとしたのが今回の推進者の思惑なのでしょう。表現の自由を侵害し、不適政財そのものである糾弾を合法化し、国民的融合をとげていく大きな妨げとなるのではないのでしょうか。また、社会問題としての部落問題は基本的に解決され、公然と差別発言や行動を起こす状況にはありませんし、そうした行為が時として発生しても、それらの言動を許さない社会的合意が強く存在をしています。

法案には、地域の実情に応じ部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うとなっており、同和対策事業の復活につながりかねない、非常に無限定な規定があります。解決への逆流です。また、第 6 条では差別の実態調査を国や自治体に要請をし

ていますが、同和にかかわる特別法で言う行政上の概念は消滅していますが、これを復活させ部落と部落外という人為的な垣根を法律の名で固定化させるものです。

旧地区では混住が非常に進み、誰が関係住民かわからないというのが今日の実態です。このような状況のもとでの実態調査は、調査の名による関係住民の特定化であり、旧身分洗いをを行う人権侵害に通じる問題を抱えています。

旧吉備町では、1970年に国のモデル事業としてドーン計画が実施され、7年で約60億の事業が行われ、その後、周辺整備事業を行い、1995年には完結されるまで25年の間に227億5,000万円という事業が行われ、全国に先駆けて差別する部落のない差別される部落民の存在しない町となったのであります。そのことが、現在の有田川町の発展に大きな影響を及ぼしていることは言うまでもありません。また、そのことの社会的影響力は大きかったのであります。

6日の参議院法務委員会でも、参考人質疑では、全国地域人権運動総連合の事務局長は、同和事業が終結し14年経過するもと、今や同和関係者など特定することも困難となり、部落は今日では既に消滅及び過去の歴史的 개념になりつつあり、実態として現実を把握しがたいと指摘しています。

部落差別の定義がなくても、一義的に理解できるとの提案者答弁について、実態からかけ離れていると述べ、歴史的、社会的営みの到達点を政治的思惑で根底から覆すものであると廃案を求めました。

行政に義務づけられる実態調査は、旧同和地区住民の洗い出し、精密調査や行き過ぎた意識調査によって、それ自体が国民の内心を侵害し、分け隔てなく生活している住民の間に新たな壁をつくり出す危険があります。

法案は強引に、そしてひそかに可決されたわけですけれども、この法案について、町長はどのような認識と見解をもたれておられるのでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、堀江議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、先日、部落差別の解消に向けて、国や地方自治体に対し、相談体制の充実や啓発活動などへの取り組みを求める部落差別解消の推進に関する法律が参議院本会議で可決をされました。

我が町は、平成8年度において、吉備町同和対策事業ドーン計画の完結というのをやりました。全国に先駆けて住民主導による自主的なまちづくりが完成したことにより、同和問題は解消しました。

私は今でも、この有田川町に同和というところは存在しないということで、今までずっとやってきました。当時、ずっと私も議長でもあったり、議員でもあったし、同僚

の議員もたくさんこの部落解放、ドーン計画完結に向けては携わってきたと思ってます。

いろんな苦難の道の中で、まずこれは言えることは住民主体で差別のされない住民をつくろうということの基本に立った考えから、住民主体でやったんでこの有田川町の部落の完全解決というのができたんだと思ってます。ただ、今本当にこういう法案が今出てくるということ自体、非常に悲しいことだなという感じは持ってます。

ただ、今でも部落の差別問題というのは、全国でちょいちょい起こっているのも実態であります。そういった中で、これからも有田川町は日本国憲法の理念である基本的人権の尊重ということを主眼にいろんな取り組みをこれからも、今までもやってきましたし、これからもそういった方向に向けてやっていきたいと思っています。

ただ、ここ何年か国あるいは県のほうから、同和の地域に対するアンケートというのをうちの町に來たことがあります。その答えは、一貫してうちの町にはそういう同和地区はありませんと、したがってこういう問題の回答については控えさせていただきますということで、今までもずっとその方向でやってきました。

やっぱり、今まで苦勞して同和問題を完結してくれた方々のためにも、うちの町はこれからもそういう方向で進んでいきたいなという思いであります。

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

力強い答弁をいただいたと思います。

旧吉備町から議員、そしてまた議長、町長をされてきた中山町長さんですから、これまでもそうであったように、法律では実態調査が義務づけられていますが、ないものはないと言い放つ覚悟をもっておられるということでもよろしいでしょうか。

○議長（佐々木裕哲）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

そのとおりであります。

○議長（佐々木裕哲）

10番、堀江眞智子君。

○10番（堀江眞智子）

しっかりと御答弁いただきました。

また、この法案についてですが、自治体職員の中からも調査はできないし困るとの声も全国から出ているということです。またそして、二階自民党幹事長の地元の御坊市でも、この柏木市長、先の9月議会において一般施策の中で教育や啓発、相談体制の充実を行えばと考えている。時計の針を巻き戻すようなことにならないようにと願っているという我が党の楠本市議の質問に答えたとのこと。町長も同じ思いで、

しつこいようですがそうであると考えます。

もう答弁は結構ですので、しっかりとした答弁をいただいたと思い、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木裕哲）

以上で堀江眞智子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

……………日程第2 議案第100号……………

○議長（佐々木裕哲）

日程第2、議案第100号、有田周辺広域圏事務組合の財産処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、今回の追加議案の提案の理由を説明をさせていただきます。

ただいま、追加上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第100号は、有田周辺広域圏事務組合の財産の処分についてであります。

有田周辺広域圏事務組合が共同処理している新ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務から、広川町が脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以上で追加議案に対する私の説明は終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木裕哲）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第100号は提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木裕哲）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会します。

この後、4階第1会議室において全員に協議会を開催しますので、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

散会 14時40分